

新たな「富山県障害者計画」

(素案)

平成 25 年 12 月 26 日現在

目 次

第1編 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	4
3 計画の期間	4
第2章 計画策定の背景	5
1 障害者の現状	5
2 障害者を取り巻く課題	12
第3章 基本的な考え方	13
1 基本理念	13
2 障害者の概念	13
3 基本的視点	13
4 施策の体系	14
第2編 計画の内容	15
I 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり	15
1 障害及び障害者に対する理解の促進	15
(1) 啓発・広報活動の推進	15
(2) 福祉教育の推進	16
(3) 地域での交流の促進と県民の参加	16
(4) ボランティア活動の推進	17
2 差別の解消及び権利擁護の推進	18
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	18
(2) 権利擁護の推進	18
3 社会参加活動の推進	20
(1) スポーツ活動の振興	20
(2) 文化活動等の振興	20
(3) 社会参加促進事業の推進	21
II 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進	22
1 障害のある子どもの教育・育成の充実	22
(1) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	22
(2) 一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進	23
(3) 地域療育体制の整備	24

2	雇用・就労の促進	25
(1)	障害者の雇用促進	25
(2)	福祉的就労の充実	26
Ⅲ	地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実	28
1	相談支援体制の整備	28
(1)	地域における相談支援体制の充実	28
(2)	専門的な相談支援体制の充実	29
2	地域生活を支援するサービスの充実	30
(1)	在宅サービス等の充実	30
(2)	多様な障害に対する対応	32
3	障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用	34
(1)	施設整備の基本的方向	34
(2)	施設機能の充実と地域生活支援への活用	34
4	質の高いサービスの提供	35
(1)	サービスの質の向上	35
(2)	福祉を担う人づくり	36
5	保健・医療施策の充実	37
(1)	障害の予防・早期発見	37
(2)	保健・医療体制の充実	38
(3)	リハビリテーション提供体制の充実	39
(4)	精神保健・医療施策の推進	39
Ⅳ	快適で安心して暮らせる生活環境の整備	41
1	住みよい生活環境の整備	41
(1)	暮らしやすい住まいの整備	41
(2)	人にやさしいまちづくりの整備	41
(3)	利用しやすい交通、移動手段の整備	42
(4)	ユニバーサルデザインの普及	43
2	安心して暮らせるまちづくりの推進	44
(1)	交通安全対策の充実	44
(2)	防災対策の推進	44
(3)	防犯対策の推進	44
(4)	消費者トラブルの防止	45

3	コミュニケーション支援体制の確立	46
(1)	情報バリアフリー化の推進	46
(2)	情報提供の充実	46
(3)	コミュニケーション支援の充実	47
第3編	計画の推進体制	48
1	障害保健福祉圏域	48
2	連携・協力の確保	49
3	役割分担	49
(1)	県民の役割	49
(2)	事業者、各種団体の役割	49
(3)	行政の役割	49
4	計画の進行管理	50
(別表)	計画に関する数値目標	資料3参照

第1編 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

- 本県では、これまで、数次にわたる障害者計画等に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

<これまでの主な経緯>

昭和57年9月	「富山県障害者福祉計画」(～平成3年度)策定
平成3年～	「新富山県民総合計画」に基づく施策の推進
平成8年9月	「富山県民福祉条例」制定 ⇒ 平成15年3月「富山県民福祉基本計画」策定
平成9年11月	「富山県障害者計画(とやま障害者自立共生プラン)」(～平成17年度)策定 ・障害者基本法に基づく富山県の「障害者計画」 ・富山県民福祉条例に基づく「個別計画」 ・「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の実現
平成16年9月	「富山県障害者計画(新とやま障害者自立共生プラン)」(～平成25年度)策定 ・障害者基本法に基づく富山県の「障害者計画」 ・富山県民福祉条例に基づく「個別計画」 ・「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の下に、「共生社会」の実現を目指す
平成19年3月	「富山県第1期障害福祉計画」(～平成20年度)策定 ・障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービスに関する実施計画
平成21年3月	「富山県障害者計画(新とやま障害者自立共生プラン)」(～平成25年度)改定 ・計画策定後の状況の変化に対応するため、国の後期「重点施策実施5か年計画」を受けて改定(基本理念等の変更はなし) ・「富山県第2期障害福祉計画」(～平成23年度)と一体化した計画
平成24年3月	「富山県第3期障害福祉計画」(～平成26年度)策定

- 現行の障害者計画(平成16年度～平成25年度)においては、基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる『共生社会』の実現」を目指して各種施策に取り組んできたところです。
- その結果、グループホームやケアホームの整備が着実に進展したほか、日中活動を支援する事業所(生活介護、就労継続支援など)等も増加し、これらの利用者数が着実に増加したほか、黒部学園の全面改築による障害児の療育基盤整備など、サービス提供体制の整備も進められてきました。また、平成25年度から、総合特区制度を活用し、富山型デイサービス事業所において就労継続支援B型事業を展開しています。
- さらに、高度専門的なりハビリテーション医療を提供するとともに、重症の心身障害児や発達障害等の問題を抱える児童等に対する支援体制を充実・強化するため、高志リハビリテーション病院等の再編整備に着手しています。
- こうした成果がある一方、ホームヘルプサービスの利用が他県に比べ低調であることや、就労支援事業所における工賃が低い水準に留まっていること、相談等の件数が増加している発達障害

児者等への支援の充実が求められていることなど、多くの課題が残されています。また、東日本大震災の発生を踏まえ、障害者の防災支援体制を整備していくことも重要です。

- なお、本県の障害者の現在の状況については、障害者数の増加、高齢化の進展、障害の重度化・重複化などの傾向がみられるほか、障害者のニーズは多様化しており、適切に対応していくことが必要です。
- 他方、国の近年の動きを見ると、平成21年12月から当面5年間を障害者制度改革の集中期間と位置付け、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備を始めとする改革のための議論が行われ、その成果として、これまで障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などが行われました。
- 以上のとおり、現行計画期間中における施策の成果と課題、障害者の現状、国の障害者制度改革など諸状況の変化に加え、平成24年4月に策定された「新・元氣とやま創造計画」及び「富山県民福祉基本計画（改訂版）」や平成25年9月に策定された国の新しい障害者基本計画等も踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、平成26年度からの新しい計画を策定するものです。

<参考>障害者に関する制度改革等の主な経緯（平成16年度以降）

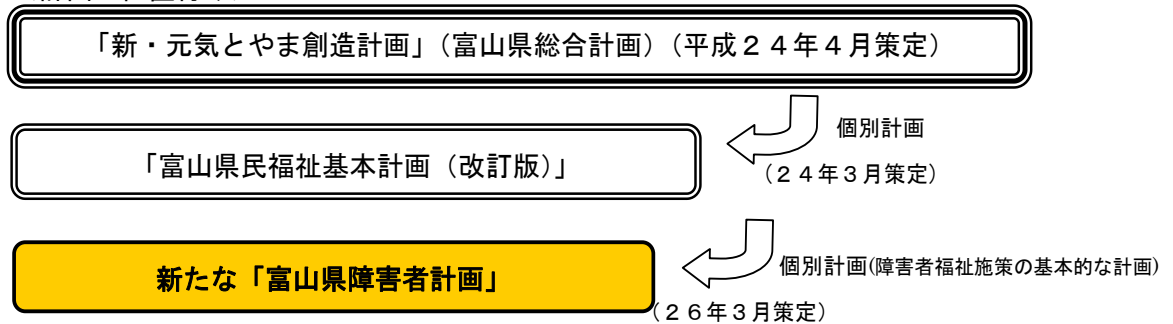
年 月	事 項 ・ 内 容
平成16年6月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 ①差別禁止の理念の明示 ②都道府県及び市区町村における障害者計画策定の義務化 等
平成16年12月	「発達障害者支援法」成立 ①発達障害の早期発見等に関して国及び地方自治体の責務の明確化 ②学校教育における発達障害者への支援 ③発達障害者の就労支援 等
平成17年7月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立 ①精神障害者に対する雇用対策の強化 ②在宅就業障害者の支援 等
平成17年10月	「障害者自立支援法」成立（平成18年10月完全施行） ①障害の種別の一元化 ②サービス提供の一元化（市町村） ③利用者負担は応益負担 ④就労支援を抜本的に強化 ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化 等
平成18年6月	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立 ①盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校へ一本化 ②小中学校での学習障害、注意欠陥多動性障害等を含む障害児に適切な教育 等
平成21年12月	内閣に「障がい者制度改革推進本部」設置 ・障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行う ・当面5年間を障害者制度改革の集中期間と位置づけ
平成22年12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立（障害者自立支援法や児童福祉法等の改正） ①障害の範囲を見直し（発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化） ②地域における自立した生活のための支援の充実 ③利用者負担の見直し（応能負担を原則） ④相談支援の充実（相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し） ⑤障害児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実） 等

平成23年6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立 ①障害者に対する虐待の防止 ②発見者の市町村への通報義務 ③市長村長の立入調査 ④市町村障害者虐待防止センターの設置 ⑤都道府県障害者権利擁護センターの設置 等
平成23年7月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 1. 総則関係 ①目的規定の見直し（障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現 等） ②障害者の定義の見直し（「社会モデル」の考え方、「制度の谷間」のない包括的な定義） ③基本理念の見直し（基本的人権の享有主体としての尊厳、生活を保障される権利 等） ④「差別の禁止」に関する条文の新設 など 2. 基本的施策関係 医療・介護、教育、療育、就労、住宅、公共施設のバリアフリー化、防災・防犯など、 障害者の暮らしに関する分野の基本的な取組の方向性を示すもの 3. 障害者政策委員会等 国に障害者政策委員会を設置し、施策の実施状況を監視 など
平成24年6月	「国による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立 ○障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び実績の公表 (国、地方公共団体等) 等
平成24年6月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ①題名：「障害者自立支援法」⇒「障害者総合支援法 ※」 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ②改正障害者基本法を踏まえた「目的規定」の改正と「基本理念」の創設 ③障害者の範囲に「難病等」を追加（平成25年4月1日施行） ④「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める（平成26年4月1日施行） ⑤ケアホームとグループホームの一元化（平成26年4月1日施行） ⑥重度訪問介護の対象拡大（平成26年4月1日施行）等
平成25年6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月1日施行） ①差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止） ②差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施など）
平成25年6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立 ①雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 (平成28年4月1日施行) ②法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加（平成30年4月1日施行） 等
平成25年6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」成立 ①精神障害者の医療に関する指針の策定 ②保護者制度の廃止 ③医療保護入院における入院手続き等の見直し（保護者の同意要件を外し、家族等のうちのいずれかの者の同意を要件とする など） 等

2 計画の性格・位置付け

- (1) 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向や達成すべきサービスの目標等を示した総合的な計画です。
- (2) 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画です。
- (3) 障害者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画です。
- (4) 「富山県総合計画（新・元気とやま創造計画）」を踏まえ、富山県民福祉条例に基づいて制定された「富山県民福祉基本計画（改訂版）」の個別計画となるものです。

<計画の位置付け>



3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、数値目標については、平成30年度の目標値を設定します。

なお、制度改正等社会状況の変化がある場合は、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
富山県障害者計画（新とやま障害者自立共生プラン）										新たな「富山県障害者計画」				
前期数値目標					後期数値目標					数値目標				

第2章 計画策定の背景

1 障害者の現状

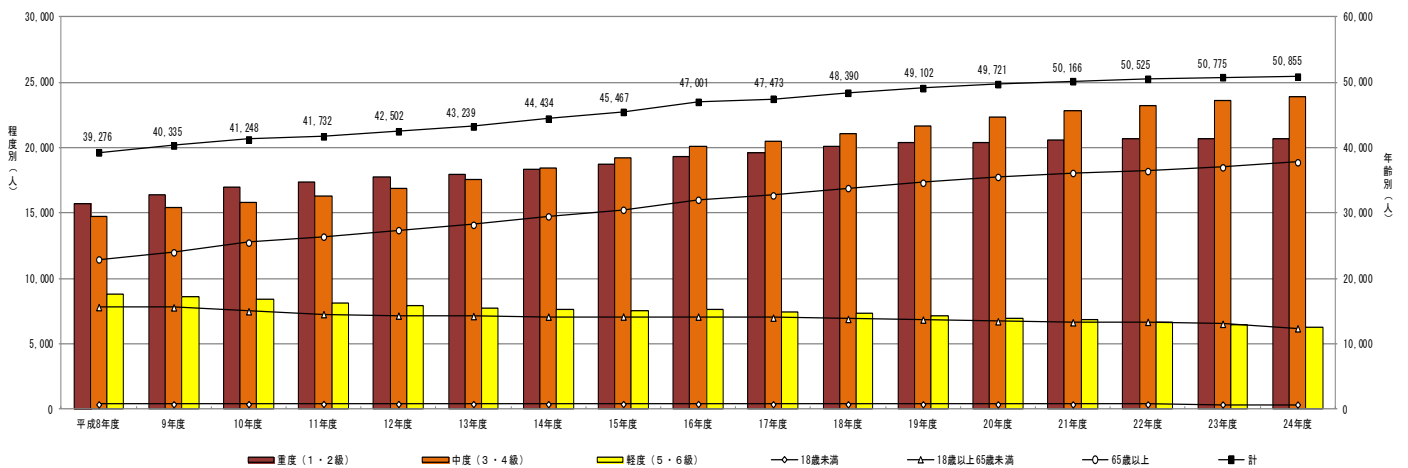
(1) 身体障害者

身体障害者手帳を所持している人は、平成25年3月31日現在、50,855人となっており、平成8年度からの16年間で、11,579人(29.5%)増加しています。

障害の程度別では、重度、中度、軽度の人の占める割合がそれぞれ平成8年度の40.0%、37.5%、22.5%に対し、平成24年度には40.7%、46.9%、12.4%となっており、障害の重度化の傾向がみられます。

また、年齢階層別では、65歳以上の人の占める割合が平成8年度の58.3%に対し、平成24年度には、74.3%となっています。平成8年度からの16年間では14,854人(64.8%)増加しており、高齢化が進んでいます。

身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
程度別																	
重度(1・2級)	15,734	16,358	16,978	17,398	17,736	17,966	18,376	18,715	19,318	19,610	20,041	20,375	20,419	20,561	20,704	20,681	20,691
中度(3・4級)	14,719	15,369	15,848	16,261	16,839	17,514	18,393	19,221	20,102	20,443	21,060	21,624	22,326	22,786	23,210	23,620	23,861
軽度(5・6級)	8,823	8,608	8,422	8,073	7,927	7,759	7,665	7,531	7,581	7,420	7,289	7,103	6,976	6,819	6,611	6,474	6,303
年齢別																	
18歳未満	750	765	784	801	800	794	781	797	800	769	764	761	752	740	745	730	716
18歳以上65歳未満	15,618	15,578	14,985	14,542	14,318	14,245	14,163	14,173	14,170	14,011	13,812	13,713	13,451	13,298	13,365	13,059	12,377
65歳以上	22,908	23,992	25,479	26,389	27,384	28,200	29,490	30,497	32,031	32,693	33,814	34,628	35,518	36,128	36,415	36,986	37,762
計	39,276	40,335	41,248	41,732	42,502	43,239	44,434	45,467	47,001	47,473	48,390	49,102	49,721	50,166	50,525	50,775	50,855

(各年度3月31日現在)

平成24年度障害別・等級別の状況

(単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	1,008	788	248	255	386	314	2,999
聴覚障害	277	1,025	579	814	8	2,019	4,722
平衡機能障害	1	8	33	0	30	0	72
音声・言語・そしやく機能障害	9	18	235	206	0	0	468
肢体不自由	4,627	5,400	5,645	7,743	2,352	1,194	26,961
内部障害	7,232	298	4,958	3,145	0	0	15,633
計	13,154	7,537	11,698	12,163	2,776	3,527	50,855

(平成25年3月31日現在)

(2) 知的障害者

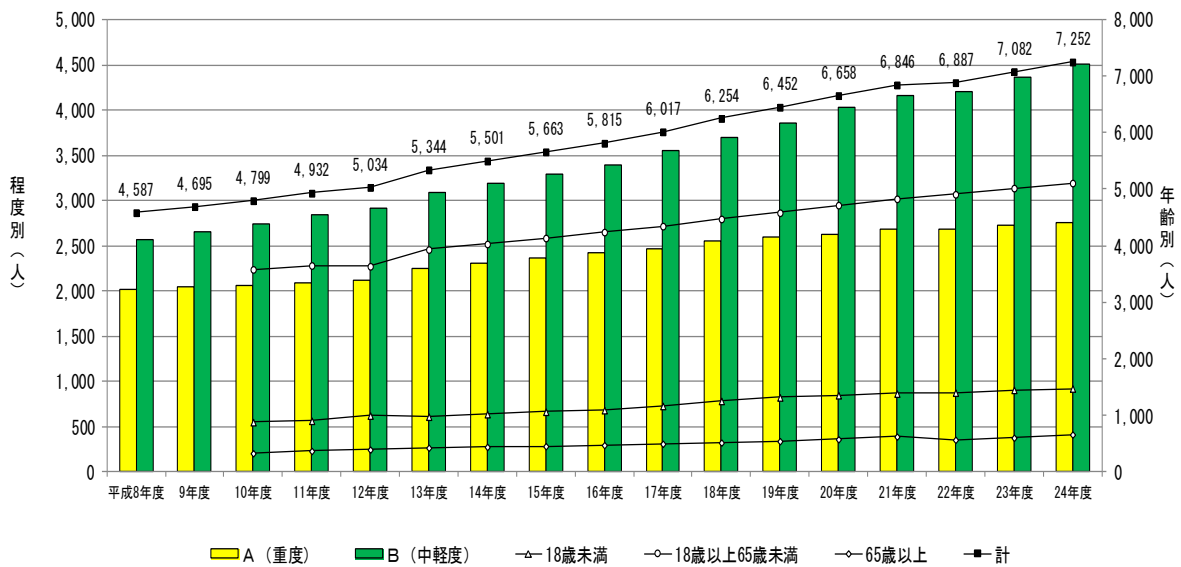
療育手帳を所持している人は、平成25年3月31日現在、7,252人となっており、平成8年度からの16年間で、2,665人(58.1%)増加しています。

障害の程度別では、重度、中軽度の人の占める割合がそれぞれ平成8年度の44.0%、56.0%に対し、平成24年度は37.9%、62.1%となっており、近年では中軽度の増え方が大きくなっています。

また、年齢階層別では、65歳以上の人の占める割合は9.1%となっており、比較可能な平成10年度からの14年間では331人(99.7%)増加しています。

なお、知的障害者実態調査(療育手帳を所持していない人を含む5年毎の調査)によれば、知的障害者の総数は、平成22年7月1日現在、6,885人となっており、また、居所の状況は、自宅(施設・事業所の通所を含む)が4,555人(66.2%)で最も多く、次いで入所施設が1,625人(23.6%)、グループホーム・住込・寮等が271人(4.0%)、精神科病院入院が251人(3.6%)などとなっています。

療育手帳所持者数の推移



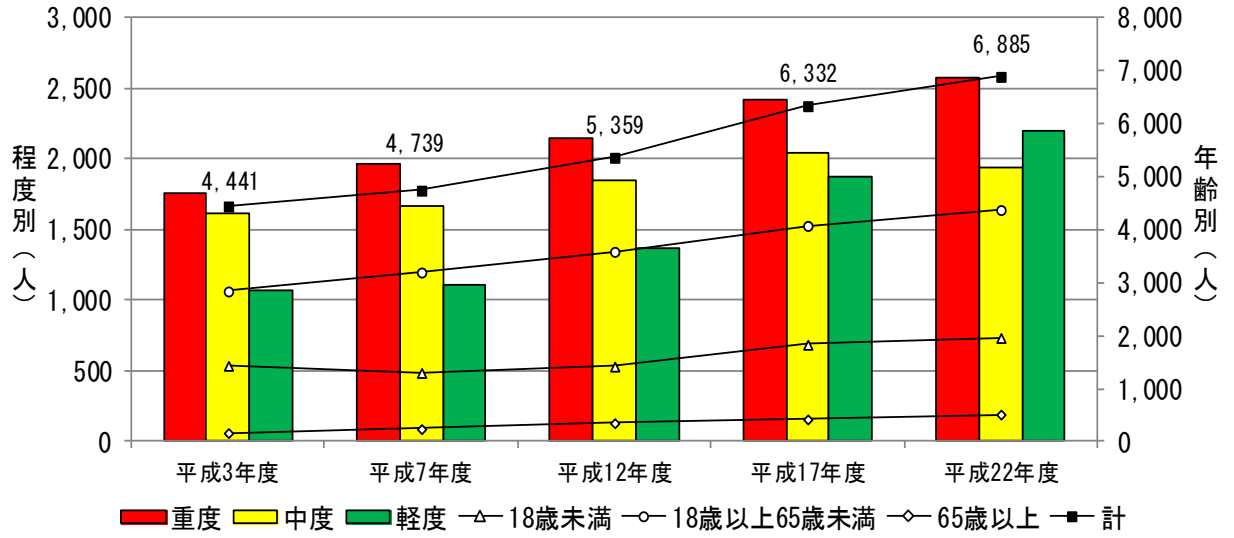
療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

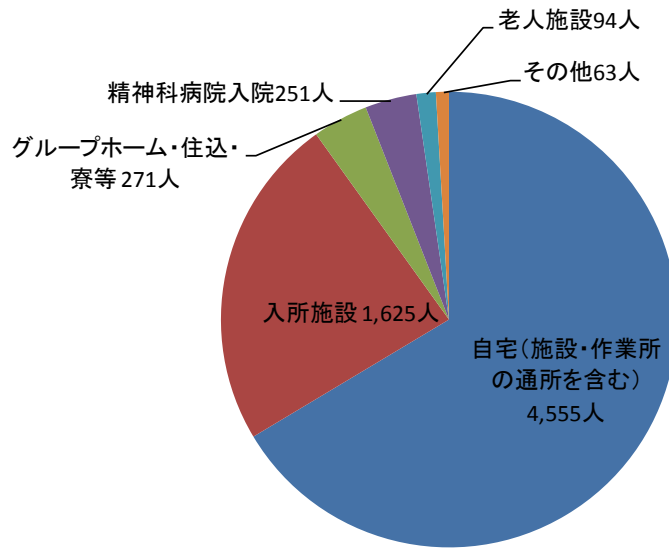
区分	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
程度別	A(重度)	2,017	2,042	2,054	2,093	2,115	2,256	2,306	2,368	2,423	2,466	2,550	2,593	2,625	2,679	2,680	2,724	2,749
	B(中軽度)	2,570	2,653	2,745	2,839	2,919	3,088	3,195	3,295	3,392	3,551	3,704	3,859	4,033	4,167	4,207	4,358	4,503
年齢別	18歳未満			883	907	999	980	1,024	1,067	1,095	1,169	1,258	1,320	1,359	1,388	1,405	1,454	1,478
	18歳以上65歳未満			3,584	3,653	3,639	3,935	4,033	4,139	4,244	4,349	4,476	4,586	4,720	4,832	4,912	5,022	5,111
	65歳以上			332	372	396	429	444	457	476	499	520	546	579	626	570	606	663
計	計	4,587	4,695	4,799	4,932	5,034	5,344	5,501	5,663	5,815	6,017	6,254	6,452	6,658	6,846	6,887	7,082	7,252

(各年度3月31日現在)

知的障害者総数の推移（知的障害者実態調査）



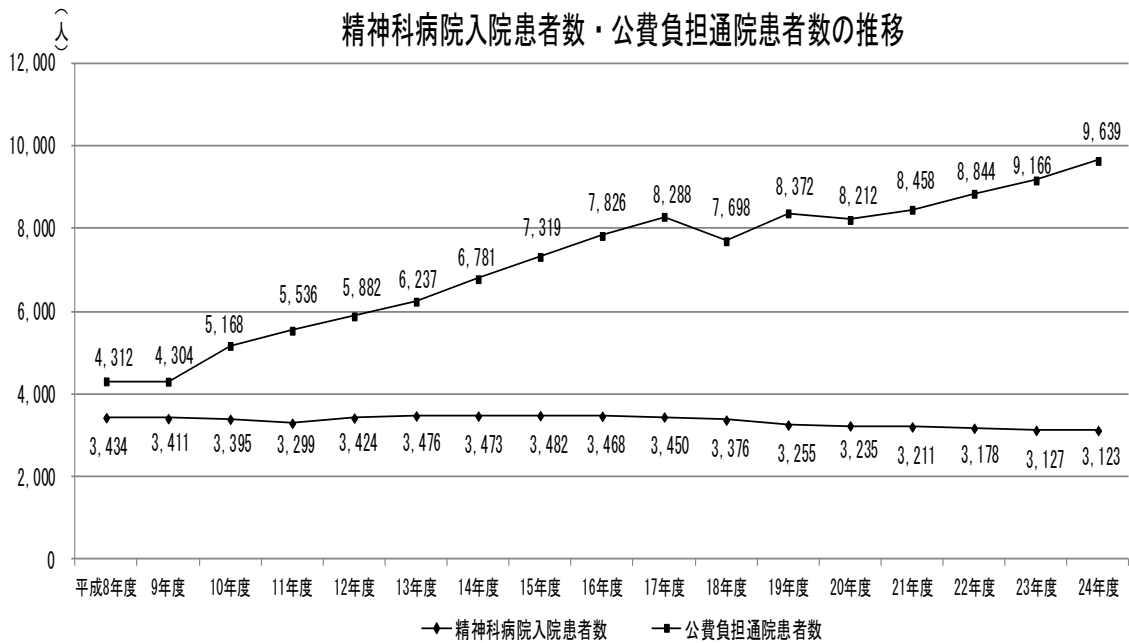
居住の状況（平成22年度知的障害者実態調査）



(3) 精神障害者

精神障害者については、医療機関の利用状況からみると、平成24年6月30日現在、入院患者数が3,123人、医療費を公費で負担している通院患者数が9,639人となっています。

入院患者数は、平成8年度の3,434人から平成24年度の3,123人と減少しているのに対し、公費負担通院患者数は平成8年度の4,312人から平成24年度の9,639人と大きく増加しています。



精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数の推移 (単位:人)

区分	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
精神科病院入院患者数	3,434	3,411	3,395	3,299	3,424	3,476	3,473	3,482	3,468	3,450	3,376	3,255	3,235	3,211	3,178	3,127	3,123
公費負担通院患者数	4,312	4,304	5,168	5,536	5,882	6,237	6,781	7,319	7,826	8,288	7,698	8,372	8,212	8,458	8,844	9,166	9,639

(各年度6月30日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1級	213	244	281	290	294	312	335	376	400	390	397	359	366	386	394	443	434
2級	307	374	463	582	736	834	999	1,158	1,302	1,559	1,645	1,834	2,163	2,422	2,717	3,028	3,215
3級	125	153	186	217	225	249	317	381	451	516	519	528	573	623	672	750	879
計	645	771	930	1,089	1,255	1,395	1,651	1,915	2,153	2,465	2,561	2,721	3,102	3,431	3,783	4,221	4,528

(各年度3月31日現在)

(4) 発達障害

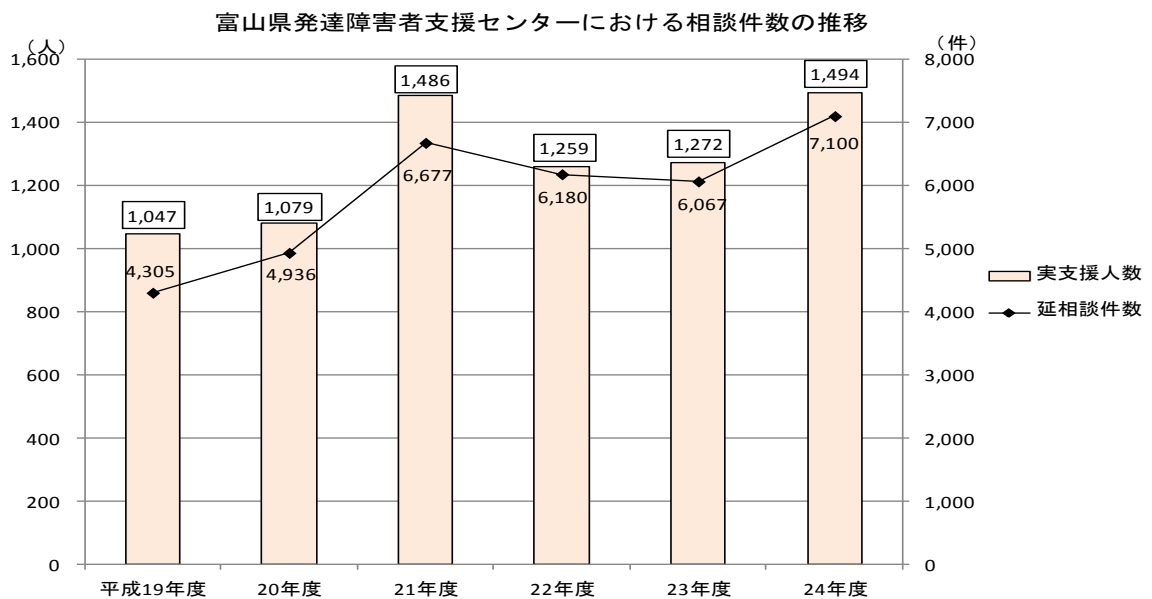
発達障害児(者)数については、知的障害や精神障害の手帳を所持している場合もありますが、発達障害であることに着目して手帳の対象となっているわけではないため、その正確な人数は把握できていません。

文部科学省が平成24年度に報告した調査結果(「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」)によると、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、約6.5%程度であるとされています。

本県において、平成24年度に市町村が実施した1歳6か月児健診又は3歳児健診を受診した乳幼児のうち、言語や行動等の面で経過を見る必要があるとされた児童は2,666名であり、総受診者数の約16.4%となっています。

また、県が実施した保育所や幼稚園を対象としたアンケート調査では、平成24年10月1日現在で在籍している児童のうち、①発達障害の診断を受けている児童や、②多動で落ち着きがないなどの行動が顕著だと保育士等が感じている児童は合わせて3,005名であり、在籍児童数の約8.9%となっています。

本県では、発達障害者等に対し相談等の支援を行う発達障害者支援センターを設置しており、平成24年度の実支援人数は1,494人であり、延相談件数は7,100件となっています。



富山県発達障害者支援センターにおける相談件数の推移

事業内容	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数	実支援人数	延相談件数
相談支援	702	3,216	728	3,742	1,165	5,521	1,049	5,500	1,059	5,457	1,246	5,860
就労支援	53	857	55	1,024	62	909	45	425	47	419	48	1,016
発達支援	292	232	296	170	259	247	165	255	166	191	200	224
計	1,047	4,305	1,079	4,936	1,486	6,677	1,259	6,180	1,272	6,067	1,494	7,100

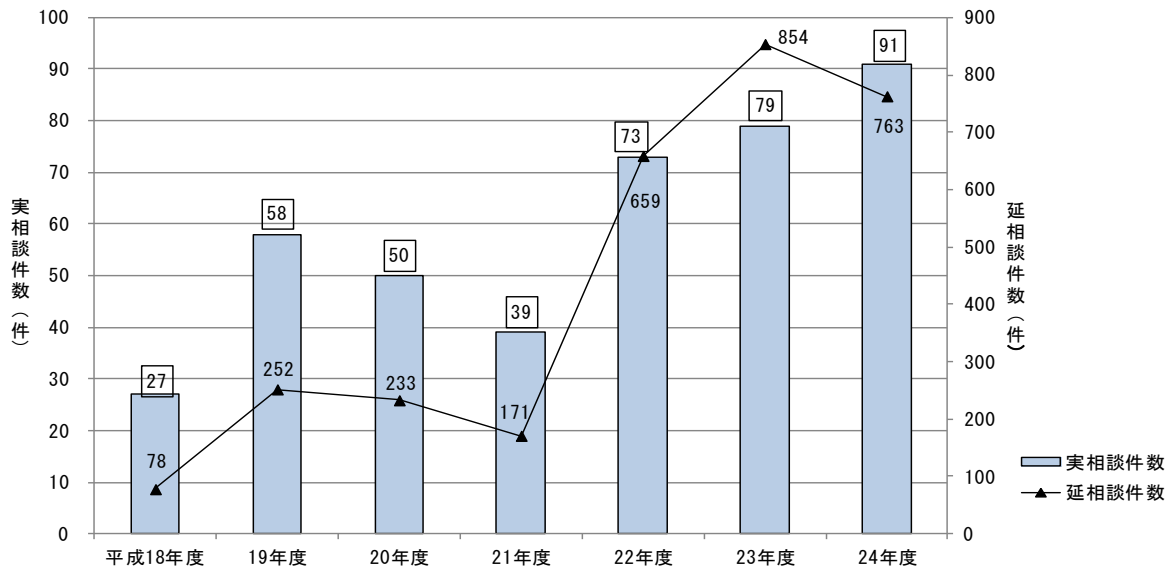
(各年度3月31日現在)

(5) 高次脳機能障害

高次脳機能障害は、交通事故や病気等で脳に障害を受けたことが原因で、注意力や記憶が低下したり、感情のコントロールが難しくなるなどの症状が現れる障害ですが、症状の内容や程度も多様であることから、正確な障害者数の把握はできていません。

本県では、障害当事者やその家族に対する専門的な支援等を目的として、富山県高次脳機能障害支援センターを設置しています。平成24年度の実相談件数は91件であり、延相談件数は763件となっています。

富山県高次脳機能障害支援センターにおける相談件数の推移



富山県高次脳機能障害支援センターにおける相談件数の推移

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実相談件数	27	58	50	39	73	79	91
延相談件数	78	252	233	171	659	854	763

※なお、平成18年度は平成19年1月から3月までの3ヶ月間の実績

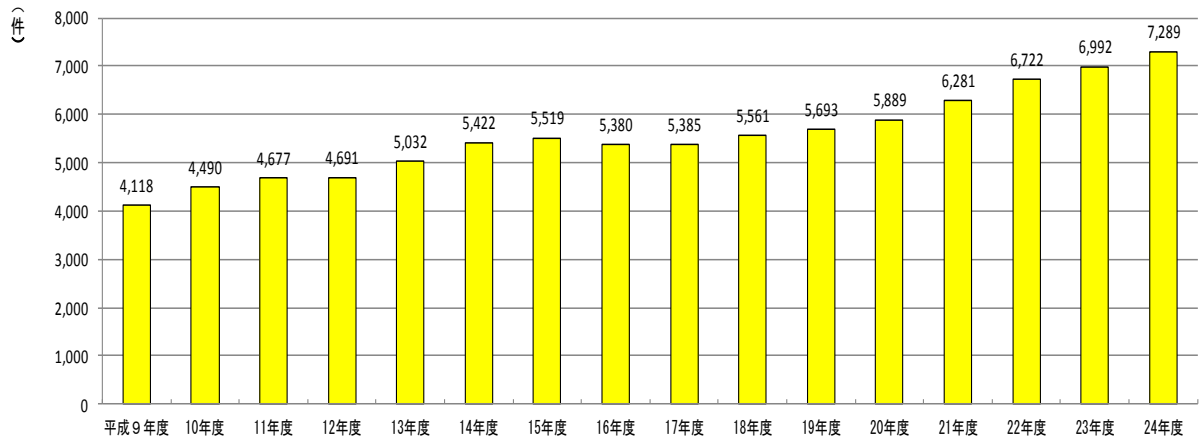
(各年度3月31日現在)

(6) 難病患者

原因が不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない、いわゆる難病患者のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である特定疾患に罹患した患者に対し、医療費の公費助成を行っています。特定疾患医療受給者証を交付している件数は、平成24年度は7,289件となっています。

平成25年4月より障害者総合支援法のサービスの対象に難病等が加わり、当面の措置として130疾患が対象となっています。

特定疾患医療受給者証交付件数の推移



平成24年度特定疾患病名一覧及び受給者証交付件数

疾病番号	疾患名	交付件数	疾病番号	疾患名	交付件数
01	ベーチェット病	154	30	広範脊柱管狭窄症	35
02	多発性硬化症	171	31	原発性胆汁性肝硬変	359
03	重症筋無力症	184	32	重症急性膵炎	18
04	全身性エリテマトーデス	522	33	特発性大腿骨頭壊死症	70
05	スモン	14	34	混合性結合組織病	91
06	再生不良性貧血	90	35	原発性免疫不全症候群	16
07	サルコイドーシス	200	36	特発性間質性肺炎	51
08	筋萎縮性側索硬化症	94	37	網膜色素変性症	216
09	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	451	38	プリオン病	5
10	特発性血小板減少性紫斑病	173	39	原発性肺高血圧症	22
11	結節性動脈周囲炎	88	40	神経線維腫症	28
12	潰瘍性大腸炎	1,038	41	亜急性硬化性全脳炎	0
13	大動脈炎症候群	49	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	2
14	ビュルガー病	63	43	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	19
15	天疱瘡	55	44	ライゾゾーム病(ファブリー病含)	3
16	脊髄小脳変性症	281	45	副腎白質ジストロフィー	2
17	クローン病	353	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	47	脊髄性筋萎縮症	3
19	悪性関節リウマチ	57	48	球脊髄性筋萎縮症	17
20	パーキンソン病関連疾患	1,070	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	29
21	アミロイドーシス	19	50	肥大型心筋症	17
22	後縦靭帯骨化症	377	51	拘束型心筋症	1
23	ハンチントン病	12	52	ミトコンドリア病	18
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	130	53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	2
25	ウェグナー肉芽腫症	13	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	221	55	黄色靭帯骨化症	54
27	多系統萎縮症	169	56	間脳下垂体機能障害	140
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	7			
29	膿疱性乾癬	15		計	7,289

(平成25年3月31日現在)

2 障害者を取り巻く課題

(1) 障害者に対する県民の理解が広く浸透するよう取組を強化する必要があること

これまで県民に障害及び障害者に対する正しい理解が広く浸透するよう様々な取組を行ってきた結果、理解は徐々に広まってきていますが、グループホーム等の整備に当たって周辺住民の理解が得られない事例や、飲食店等で補助犬同伴の人が入店を断られる事例も見られるなど成果が十分に現れているとは言えないことから、取組を強化する必要があります。

(2) 障害者の地域生活を支援するサービスを一層充実する必要があること

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、身近な相談支援体制やホームヘルプサービス等の在宅サービス、グループホーム等の住まいの場及び日中活動サービス等のサービス提供基盤の充実を図るとともに、ニーズに応じてきめ細かな支援を行っていく必要があります。

(3) 障害者の高齢化や障害の重度化・重複化に適切に対応していく必要があること

障害者が増加するとともに、人口の高齢化が進展する中で障害者が高齢化が進んでいます。また、障害の重度化及び重複化の傾向も続いています。このような傾向を踏まえて多様化する障害者のニーズに適切に対応していく必要があります。

(4) 多様な障害に適切に対応していく必要があること

発達障害、高次脳機能障害、難病などの多様な障害について、正しい知識の普及や障害特性を踏まえた専門的な相談・支援の体制整備を図っていく必要があります。

(5) 障害者の就労支援や工賃向上支援を一層充実強化していく必要があること

働くことを希望する障害者が能力を最大限に発揮し、就労を通じた社会参加実現や、職業的な自立を図るため、雇用、福祉、教育の分野が連携し、障害者の就労支援を一層充実することが求められています。また、障害者就労支援事業所における工賃の向上に向けた支援を強化していく必要があります。

(6) 大規模災害に備えて障害者の防災支援体制を整備していく必要があること

障害者など災害時要援護者は、大規模災害が発生すると被害を受けやすいことから、東日本大震災の発生を踏まえ、大規模災害に備えて障害者の防災支援体制を整備しておくことが必要です。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するとともに、障害者一人ひとりが住み慣れた地域で、自立し、安心して、いきいきと暮らすことができる幸せな富山を目指します。

2 障害者の概念

障害者基本法の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

3 基本的視点

諸施策を展開するに当たり、次の5つを各分野共通の視点とします。

（1）障害者の自己決定を尊重する

- ・障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として支援します。
- ・障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援します。

（2）自立を支援し、社会参加を促進する

- ・自らのライフスタイルを自らの意思で選択していけるよう支援します。
- ・障害者が主体性をもって社会に参加できるよう支援します。

（3）総合的で切れ目のない支援を展開する

- ・障害者がライフステージに応じた支援を受けられるよう、多様なサービス提供体制の充実に努めます。
- ・福祉・保健・医療・教育・雇用など各分野が密接に連携し、総合的かつ切れ目のない支援を行います。
- ・人材や財源が限られている中、真に必要なサービスを持続して提供できるよう、サービスの重点化や効率化に留意します。

（4）障害の特性等を踏まえた、きめ細かな支援を実施する

- ・個々の障害者のニーズを的確に把握し、障害の特性等を踏まえて適切な施策を推進します。
- ・特に、発達障害、高次脳機能障害、難病など多様な障害について、障害の特性を踏まえたきめ細かな支援を行います。

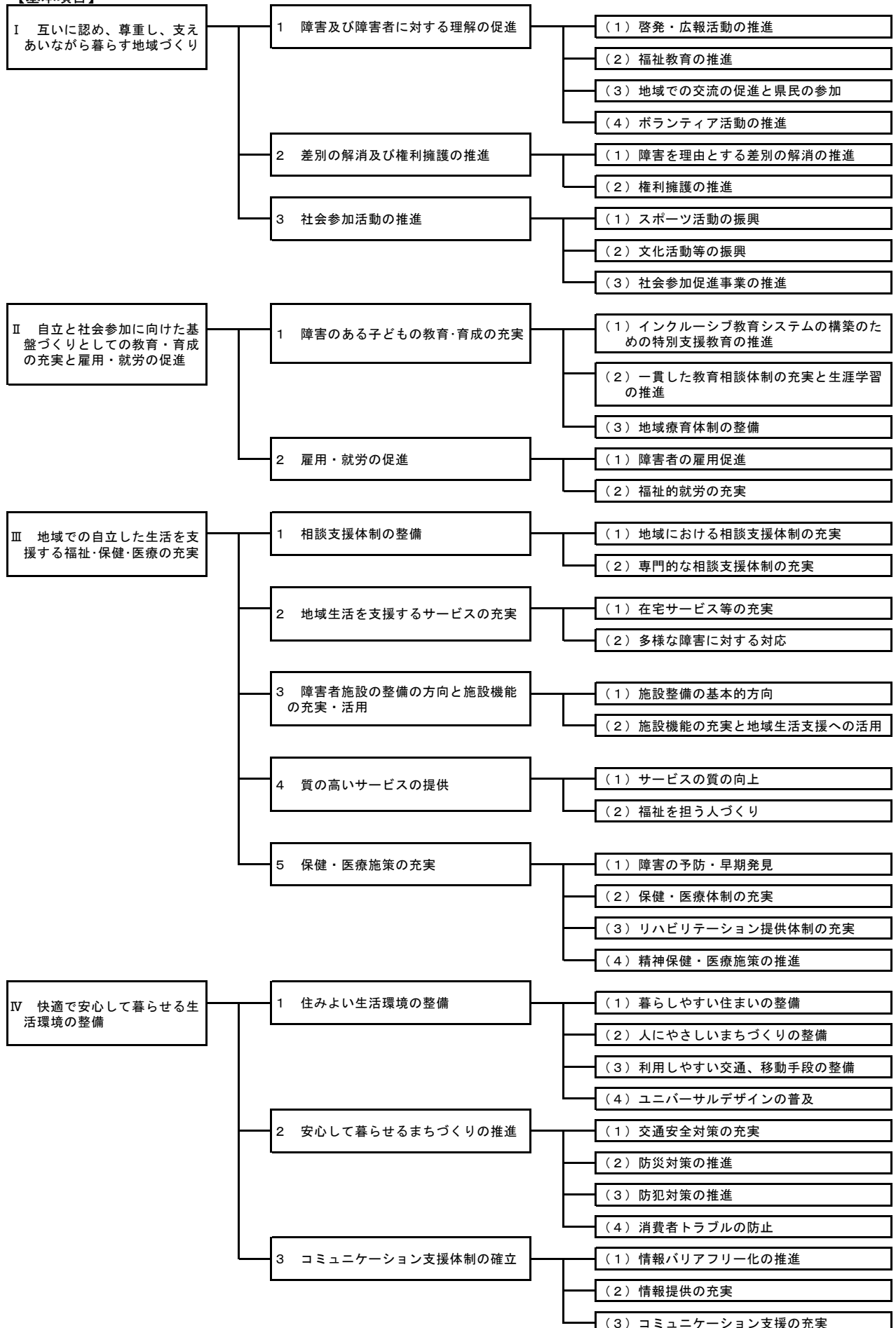
（5）ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

- ・ハード面のバリア（障壁）だけでなく、障害者に対する偏見など人々の意識の中にあるバリアや制度、慣行などハード・ソフト両面にわたる社会全体のバリアフリー化を推進します。

4 施策の体系

4つの項目を基本として、施策を展開します。

【基本項目】



第2編 計画の内容

I 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり

障害のある人もない人も互いに認め合い、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくりを進めるため、障害者に対する正しい理解の促進や障害を理由とする差別の解消、障害者の権利擁護の推進、社会参加の推進などに取り組みます。

1 障害及び障害者に対する理解の促進

基本理念で掲げた「共生社会」の実現を図るためには、障害や障害者について社会全体の関心と理解を深めていくことが必要です。また、障害のある人に対する思いやりや助け合いの気持ちを持つ心豊かな人づくりを進めていくことも大切です。

このため、県民に障害及び障害者に対する正しい理解が広く浸透するよう、啓発・広報活動や学校、地域における福祉教育を積極的に推進するとともに、障害のある人もない人も地域活動へ積極的に参加して、日常的なふれあいや交流、様々なボランティア活動が行われるよう、各種施策を展開します。

(1) 啓発・広報活動の推進

- ・ 県民に、障害や障害者に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。また、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、盲ろう等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進します。
- ・ 県の広報誌、ホームページ、県政テレビ・ラジオ番組、新聞、パンフレット等各種媒体を通じた障害福祉に関する広報活動を展開します。
- ・ 「障害者週間」を中心として、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター・友情の図画募集等、各種行事の展開により、積極的に県民の理解を促進します。
- ・ 富山県民福祉条例や「富山県民福祉基本計画（改定版）」の一層の普及啓発を図るとともに、福祉のまちづくりに関する施策を推進します。
- ・ 障害者用駐車スペース、視覚障害者用誘導ブロック、身体障害者補助犬等に対する県民の理解を促進します。
- ・ 福祉のまちづくりやリハビリテーションに関するシンポジウム、その他障害福祉に関わる各種行事を開催します。
- ・ 障害者が製作した製品の展示・販売等を行う「福祉の店」設置事業の実施や、障害者の芸術作品展の開催支援などを行います。
- ・ 「障害者の権利に関する条約」、「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」等の普及啓発を図り、障害者の人権が尊重される社会づくりを推進します。
- ・ 障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について県民の理解を深めるため、「やさしい福祉のまちづくり賞」の実施など、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

(2) 福祉教育の推進

① 学校における福祉教育の推進

- ・ 幼児への福祉絵本配布により「思いやりの心の醸成」の促進を図ります。
- ・ 障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が交流及び共同学習を行い、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。
- ・ 「総合的な学習の時間」・「特別活動」の活用や高校生介護等体験特別事業、児童生徒のボランティア活動普及事業等の推進により、児童生徒の福祉の心を醸成するとともに、社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。
- ・ 県立高等学校福祉科等での福祉の心の養成を目指した教育を図ります。
- ・ 中学2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を県内全中学校において展開します。
- ・ 福祉教育に携わる教員の研修機会の充実を図ります。
- ・ 体育や保健体育などの教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、心の健康に関する内容の指導の充実を図ります。

② 地域等における福祉教育の推進

- ・ 地域住民の障害への理解を深めるため、障害福祉サービス事業所等による研修会等の事業を推進します。
- ・ 市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。
- ・ 県民カレッジ地区センター等において、介護・福祉に関する生涯学習講座を開催します。
- ・ 各厚生センター管内に設置する地域精神保健福祉推進協議会の活動を通じて、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努めます。
- ・ 心の健康センターにおいて、職域関係者、教員等精神保健福祉に携わる者に対する専門的知識の習得を促進します。
- ・ 研修会等を通じて、基本的人権を尊重し、偏見や差別をなくすための人権教育の推進に努めます。

(3) 地域での交流の促進と県民の参加

① 地域での交流の推進

- ・ 県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事を通じて、交流・ふれあいを促進します。
- ・ 商店街の空き店舗を高齢者・障害者等の交流施設として活用し商店街に賑わいを創出する取組に対して支援を行い、買い物客や観光客等との交流・ふれあいを促進します。
- ・ 「富山型デイサービス」事業者、特別支援学校その他の地域の関係者が情報を密にし、連携を強化するよう努めます。
- ・ 市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。(再掲)
- ・ 障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が交流及び共同学習を行い、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。(再掲)

② 県民の参加と連携

- ・適切な役割分担のもとで、県民参加による福祉の推進を図ります。
- ・施策の実施に当たり、保健、医療、福祉、まちづくり等関係施策の有機的連携を図ります。
- ・身近な地域で高齢者、障害（児）者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービスを整備促進します。
- ・地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業を展開し、障害者等が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ・障害者など地域住民のニーズを反映した市町村の地域福祉計画の策定を支援します。

（４）ボランティア活動の推進

- ・地域のニーズに応じたボランティア養成を行うとともに、ボランティア活動啓発事業により、県民のボランティア活動への理解と参加を促進します。
- ・富山県民ボランティア総合支援センターや県・市町村社会福祉協議会・ボランティアセンターのコーディネート機能を充実し、ボランティア・NPO団体とのネットワークや協働事業を推進します。
- ・ボランティア・サポーターの配置を充実するとともに養成を図るなど、身近な地域でボランティア活動が行えるよう支援体制を強化します。
- ・一般住民を対象とした障害者等によるボランティア活動をテーマにした福祉セミナーの開催など、障害者等によるボランティア活動を促進します。
- ・一般住民を対象に精神障害者を正しく理解し、地域での具体的な生活支援方針を学ぶメンタルヘルスサポーターの養成を推進します。

2 差別の解消及び権利擁護の推進

国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備として、近年、障害者基本法の改正（平成23年）をはじめ障害者虐待防止法の制定（平成23年）や障害者差別解消法の制定（平成25年）などが相次いで行われました。

障害者の権利と尊厳を守るため、これらの法律も踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進や障害者に対する虐待の防止等に取り組むとともに、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度等の普及や適切な利用の促進に努めます。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- ・ 障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、国の基本方針を踏まえ、職員対応要領の策定や相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組みます。
- ・ 県職員等に対する障害者理解の促進や障害者差別解消法等に関する研修を実施し、障害者への配慮の徹底を図ります。
- ・ 改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）で規定された雇用分野における障害者に対する差別禁止等について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります。

(2) 権利擁護の推進

- ・ 「障害者の権利に関する条約」、「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」等の普及啓発を図り、障害者の人権が尊重される社会づくりを推進します。（再掲）
- ・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、サービス事業者への指導を徹底するとともに、市町村はじめ関係機関・団体等との連携を密にし、障害者に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。
- ・ 障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。
- ・ 富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催により、関係機関・団体等の相互の情報共有と連携を強化するとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。
- ・ 日常生活における障害者の人権への配慮が県民の意識と行動に定着するよう、国・市町村等と連携を図りながら、人権教育・啓発を推進します。
- ・ 障害者の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の適切な利用の促進を図ります。
- ・ 富山県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。
- ・ 「障害者110番」運営事業により、障害者の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制を充実します。
- ・ 被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。
- ・ 知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の試

行や心理・福祉関係者の助言・立会い等の試行を継続するとともに、更なる検討を行います。

3 社会参加活動の推進

障害者がスポーツや文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、人生を豊かでうるおいのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにつながります。また、障害者がスポーツや文化活動などで頑張っている姿を通して、障害者に対する県民の理解も深まっていくことが期待されます。

このため、障害者が日常的に気軽にスポーツや文化に親しみ参加できるよう、障害者のスポーツや文化活動の振興を図るほか、各種生活訓練等を行う社会参加促進事業の推進により、障害者の生活能力の向上等を支援します。

(1) スポーツ活動の振興

- ・ 関係機関・団体と連携し、障害者スポーツへの理解と認識の拡大を図るとともに、障害のある人もない人も、共にスポーツ教室や大会等に参加できる機会の充実に努め、相互理解と交流を促進します。
- ・ 障害者のスポーツ人口の拡大や競技水準の向上を図るため、スポーツに関する情報提供、各種スポーツ教室の実施、用具の貸与等や、富山県障害者スポーツ大会の開催など、障害者スポーツの普及促進に努めます。
- ・ 企業や県民の障害者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。
- ・ 全国障害者スポーツ大会等への選手派遣等を奨励し、また、世界水準の選手の国際的なスポーツ大会への参加を支援します。
- ・ 障害者スポーツ指導員や障害者スポーツ審判員を養成するとともに、資質の向上を図ります。
- ・ 精神障害者レクリエーション大会の開催やスポーツ・レクリエーション教室の開催について支援します。
- ・ 障害者スポーツクラブやNPO法人等、民間団体が主催する障害者のためのスポーツ大会に対して支援します。
- ・ 県立体育施設利用料等の障害者に対する減免措置制度の周知に努めます。

(2) 文化活動等の振興

- ・ 障害者が文化に親しみ、文化活動の担い手として創作・発表・鑑賞ができるよう、文化活動の場の整備に努めるとともに、文化に関する情報の提供に努めます。
- ・ 障害者施設における文化・レクリエーション活動を推進するとともに、施設が地域における文化・レクリエーション活動の拠点となるよう支援します。
- ・ 障害者団体による芸術作品展の開催等、障害者の主体的な文化活動を支援します。
- ・ 「こころの健康フェスティバル」会場において精神障害者の作品を展示するなど、精神障害者の文化活動の発表の場を提供します。
- ・ 県立施設観覧料等の障害者に対する減免措置制度の周知に努めます。

(3) 社会参加促進事業の推進

- ・ 障害者の自立と社会参加を支援するため、地域生活支援事業を活用してスポーツ・レクリエーション教室の開催や文化芸術活動の振興などの社会参加支援に取り組むよう、市町村に働きかけます。
- ・ 身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。

Ⅱ 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の状態に応じきめ細かな教育や療育を行うとともに、障害者がその能力と適性に応じて仕事ができるよう雇用・就労の促進に取り組みます。

1 障害のある子どもの教育・育成の充実

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、教育・保健・医療・福祉・労働等各分野との連携のもと、一人ひとりのニーズや障害の特性に応じてきめ細かな支援を行い、乳幼児期から成人期まで一貫して計画的に教育や療育を行うことが重要です。

乳幼児期においては障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害児及びその保護者に対して早期からの教育・育成支援を行います。

学齢期においては、特別支援学校や特別支援学級の在籍者、通級による指導を受ける児童生徒が増加していますが、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を充実し自立を支援します。また、共生社会の実現に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に進めていきます。

さらに、学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できるよう支援します。

(1) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、県民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みを構築します。
- ・ 障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。
- ・ 「富山県教育振興計画」に基づき、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、指導実践を充実するよう努めます。
- ・ 小・中学校における発達障害を含む障害のある児童生徒への理解啓発を図るとともに、小・中学校の教員への研修を行い、校内の支援体制を整備します。
- ・ 特別支援学校での外部人材を活用した研修による専門性の向上や地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実を図ります。
- ・ 卒業後の職業的自立のため、特別支援学校における職業教育を充実するとともに、事業所や公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携を強化します。
- ・ 特別支援学校に看護師を配置して、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対する医療的ケ

アを実施します。

- ・「県立学校教育振興計画基本計画」に基づき、複数の障害種別への対応や軽度知的障害者の職業自立を目指した高等特別支援学校の設置等、特別支援学校の再編・配置を実施しました。今後とも、障害のある児童生徒がより身近な場で教育を受けられるよう努めます。
- ・障害の重度・重複化や多様化に対応した各種研修会の実施により、教職員の指導力の向上を図ります。
- ・家庭や地域社会と連携し、障害のある幼児児童生徒と地域との交流の推進に取り組み、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。
- ・障害のある児童生徒の就学のために必要な諸経費を支援します。
- ・特別支援学校の校舎等の改築・修繕のための基本計画及び年次計画を策定し、順次実施します。
- ・教育内容の充実のため、教材、理科教育設備等の一層の整備を図ります。
- ・遠距離通学や障害のため通学が困難な児童生徒の通学の便及び安全確保のため、特別支援学校の通学用バスの運行や介助員配置など通学環境の充実に努めます。
- ・身体に障害のある生徒を高等学校に受け入れるため、トイレや手すり等を設置・改修するなど、校舎の改善を図ります。
- ・高等教育機関（大学・短大等）に通学する障害者が適切に教育を受けることができるよう必要な支援に努めます。
- ・幼・小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒の学校生活を支援するため、市町村が配置するスタディ・メイト（特別支援教育支援員）の養成・資質向上を支援します。
- ・教育職員免許法認定講習の実施等により、特別支援学校における教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図ります。
- ・障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が交流及び共同学習を行い、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。（再掲）

（２）一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進

① 就学前からの教育支援体制の充実

- ・障害のある幼児児童生徒に最もふさわしい教育を推進するため、巡回就学相談や教育相談体制を充実します。
- ・障害のある幼児児童生徒や保護者に最も適切な教育機関・教育内容に関する情報を提供するため、学校見学会や就学についての相談会等を開催します。
- ・総合教育センター教育相談部を中心とした特別支援教育の相談機能・体制を充実します。

② 生涯学習の推進

- ・各種教養講座、講演会等について、点字広報、声の広報等により開催情報を提供するとともに、開催会場のバリアフリー化に努めます。
- ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者の派遣を推進し、聴覚障害者の学習活動を支援します。
- ・外出困難な障害者への図書郵送貸出制度の普及を図ります。
- ・点字図書館等において点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオカセット提供サービスを充実します。
- ・富山インターネット市民塾などにより、インターネット等を活用した在宅学習の推進に努めます。

(3) 地域療育体制の整備

① 地域における療育体制の充実

- ・乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実するとともに、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化して、障害児やその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制を充実します。
- ・地域における障害児（者）の生活を支えるため、障害児等療育支援事業により、在宅療育等に関する相談・指導体制を一層充実します。
- ・在宅重症心身障害児（者）の家庭への訪問指導や訪問診査を行うとともに、児童相談所等において療育等各種相談を行います。
- ・児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス及び障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の提供など、障害のある子どもが身近な地域に必要な支援が受けられるよう体制の整備を図ります。
- ・地域で生活する重症心身障害児（者）の支援のため、重症心身障害児（者）に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。
- ・地域の幼稚園・保育所で受け入れ可能な障害児の入園・入所を支援するとともに、職員に対する研修を実施します。

② 福祉施設等における療育機能の充実

- ・施設職員等関係職員に対し専門研修の実施や療育等に関する情報提供等を行い、職員の資質の向上を図ります。
- ・「新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）」において、他職種の連携によるチーム医療体制により重症児等への対応力を強化するとともに短期入所や通所サービスなど、重症児の在宅支援機能を強化します。
- ・人材育成などにより地域における障害児支援の中核的施設である児童発達支援センターの機能充実に支援するとともに、障害児入所施設における地域支援機能の充実に努めます。

2 雇用・就労の促進

障害者が就労する（働く）ことは、経済的な自立にとどまらず、社会活動への参加、自己実現といった面からも重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分発揮することができるよう支援していくことが必要です。

本県における障害者の就職件数は近年増加傾向にあり、法定雇用率達成企業の割合も全国平均を大きく上回っていますが、4割以上の企業で未だに達成されていません。また、平成25年度から法定雇用率が引き上げられたことや、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されることなどを踏まえ、障害者雇用に対する理解を一層促進する必要があります。このため、障害者自身の職業能力の開発を支援していくとともに、障害者の雇用・就業を促進するため、国（富山労働局、各ハローワーク）や富山障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、事業主や一般社会の障害者雇用に対する理解を深め、職業相談等による就職支援や、職場定着への支援等様々な施策を推進します。

また、一般雇用による職業的自立が困難な重度障害者等の就労の場を確保するため、就労継続支援事業所等の整備を支援するとともに、就労継続支援事業所における工賃の水準が向上するよう様々な支援に取り組みます。

（1）障害者の雇用促進

① 職業能力の開発

- ・職業能力開発校（県技術専門学院）において、障害者が職業訓練を受講しやすい環境づくりに努めるとともに、民間の企業等を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施するなど、職業能力開発における機会の拡充を図ります。
- ・富山県障害者技能競技大会の開催を支援し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持ってもらえるよう、障害者に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上に努めます。
- ・障害者の職業能力の向上を図るとともに、その雇用の促進を図るため、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加を奨励するとともに、上位入賞者に対する表彰を行います。
- ・国の障害者職業能力開発促進週間（11月上旬）に、報道機関等と連携し、障害者に対する職業訓練等の紹介を行い、障害者の職業能力開発の啓発を促進します。

② 雇用の促進

- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害者の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、難病相談・支援センターなどとの連携を強化します。
- ・9月の「障害者雇用支援月間」に、優良事業所や優秀勤労障害者に対する表彰等を実施するなど、障害者雇用に関する理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。
- ・富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用の促進を図ります。
- ・法定雇用率未達成企業の割合が高い中小企業の経営者等を対象として、障害者雇用に際しての配慮すべき点や、優良企業の事例紹介・見学会等を内容とする実務講座を開催します。
- ・障害者雇用率が高いなど、障害者の雇用に積極的に取り組む企業を県が認証し、その取り組み等をホームページで紹介する制度を実施します。

- ・一般就労への移行を促進するため、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」を推進します。
- ・医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、精神障害者の自立した就職活動を援助するための精神障害者社会適応訓練事業を推進します。
- ・県の物品や工事等の発注において、障害者を多数雇用する事業所や障害者就労施設等に対する優遇措置を実施します。
- ・障害者を一定期間試用雇用（トライアル雇用）する制度を広く周知し、障害者の円滑な常用雇用への移行を支援します。
- ・就労を希望する障害者と求人企業が一堂に会する「障害者合同企業面接会」を開催し、障害者と企業の効果的なマッチングに取り組みます。
- ・県が配置する障害者雇用推進員の企業訪問により、国や県の障害者雇用施策等を周知するとともに、収集した障害者雇用の好事例をホームページ等で提供します。
- ・障害者の能力や障害の特性に応じた多様な雇用・就業形態がとれるよう、短時間勤務やITの活用などによる在宅勤務等について事業主の理解の促進に努めます。
- ・福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。
- ・障害者雇用の大きな受け皿となり得る特例子会社制度の積極的な周知・啓発を図ります。
- ・特別支援学校インターンシップ推進事業により、事業所や関係機関と連携し、高等部生徒の就業体験を推進し、雇用の促進を図ります。
- ・特別支援学校の高等部生徒に、社会と仕事に対する理解を深めてもらうため、県庁における職場体験の受入れを実施します。
- ・障害者雇用促進法に基づき、引き続き、県及び県教育委員会における障害者雇用の促進を図ります。
- ・改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）で規定された雇用分野における障害者に対する差別禁止等について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります。（再掲）

③ 総合的な就労支援

- ・障害者就業・生活支援センターに障害者の職業的自立を支援する専任職員を配置し、個々の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて就業と日常生活の両面から支援します。
- ・障害者が職場に円滑に適応し、安定した職業生活を送れるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を推進します。
- ・事業主による職業生活相談体制の整備や、事業所内での「障害者職場定着推進チーム」の設置を促進し、障害者の職場定着を図ります。

（２）福祉的就労の充実

① 就労継続支援事業所等の設置促進

- ・就労継続支援事業所等の設置を促進するため、施設整備等に対して支援します。
- ・特別支援学校等卒業後の進路の選択肢を増やし、障害者の多様な働き方を生み出すため、とやま地域共生型福祉推進特区において規模要件が緩和されている施設外での福祉的就労（地域共生型障害者就労支援事業）の拡大に努めます。

② 工賃向上の支援

- ・「富山県工賃向上支援計画」に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入、新たな就労分野の開拓などを支援する事業の実施により、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。
- ・障害者就労施設等の製品を紹介する「事業所好事例集」の作成や「福祉の店」の営業、「ハーティとやま」等のイベント販売等により、製品の販路の確保、拡大に努めます。
- ・「障害者優先調達推進法」に基づいて調達方針を毎年作成し、障害者就労施設等への発注機会の拡大に努めます。

Ⅲ 地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制や障害の特性を踏まえた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進します。また、福祉との連携を考慮しながら、障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

1 相談支援体制の整備

障害者の地域での自立した生活を支えていくためには、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた総合的な相談支援体制を構築していく必要があります。

このため、市町村や地域自立支援協議会等を中心に、障害者に身近な地域における相談支援が充実するよう連絡調整や支援を行うとともに、相談支援に従事する人材の育成に努めます。

特に、平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年度から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直されるとともに、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されるなど、障害（児）者に対する相談支援の体系を大きく変わったことから、市町村と連携しこれらの制度改正に適切に対応していきます。

また、発達障害、高次脳機能障害、難病など、それぞれの障害の特性等に応じて適切に相談支援が提供できるよう、専門機関を中心とした専門的な相談支援体制の充実に努めます。

(1) 地域における相談支援体制の充実

① 身近な相談支援の充実

- ・地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図り、障害者からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。なお、県はアドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組を支援します。
- ・地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。
- ・富山県特別支援教育総合推進事業により、教育、保健、医療、福祉、労働等の専門家による相談支援チームを編成して地区相談会を実施し、地域における教育相談体制を充実します。
- ・精神障害者に対する多様な相談支援体制を構築するため、市町村に対する技術的支援を行うとともに、自助グループ等の組織育成を図ります。
- ・同じ障害をもつ仲間による相談活動（ピアカウンセリング）を支援します。
- ・メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズ等による精神障害者の地域生活に関する相談活動を支援します。
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。
- ・障害者の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の適切な利用の促進を図ります。（再掲）
- ・富山県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。（再掲）
- ・「障害者110番」運営事業により、障害者の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制

を充実します。(再掲)

② 相談支援を行う人材育成

- ・ 障害者総合支援法等に基づく計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上を図るとともに、市町村と連携して事業者の拡大に努めます。
- ・ 地域での身近な相談員として市町村が設置している身体障害者相談員及び知的障害者相談員に対する研修を充実し、資質の向上を図ります。
- ・ 地域の事情に精通した民生委員が多様な地域福祉のニーズに対応していくための研修を充実するなど、相談援助活動を支援します。

(2) 専門的な相談支援体制の充実

- ・ 厚生センター、身体障害者更生相談所、知的障害者相談センター、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制を充実します。
- ・ 発達障害児(者)及びその家族を総合的に支援するため、発達障害者支援センターが身近な地域の関係機関と連携しながら、適切な役割分担の下に、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び研修を行います。
- ・ 高志リハビリテーション病院に設置している高次脳機能障害支援センターにおいて、相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、調査・研究などを実施します。
- ・ 厚生センターや難病相談・支援センターにおける難病患者等に対する相談・支援の充実を図ります。
- ・ 難病相談・支援センターにおける講演会や療養相談会の開催、ピアサポーターの養成、就労支援等を実施します。
- ・ 障害保健福祉圏域ごとに設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及び日常生活や社会生活の支援を推進します。
- ・ 障害児等療育支援事業により、訪問や外来による療育相談、指導等を行い、在宅の障害児(者)の地域生活を支援します。
- ・ 富山県福祉総合相談センター(富山県総合福祉会館内)による総合相談機能や、福祉・生活に関する情報の受発信機能を充実します。
- ・ 精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実を図ります。
- ・ ひきこもり本人やその家族等からの相談に対応するひきこもり地域支援センターを中心に、支援困難事例について支援機関の調整等を行うなど、ひきこもり本人及びその家族等を支援します。
- ・ 矯正施設(刑務所等)を退所し、自立生活が困難な障害者等に対し、富山県地域生活定着支援センターの取組みを周知し、円滑な地域生活を支援します。
- ・ 障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。(再掲)

2 地域生活を支援するサービスの充実

障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害者総合支援法等に基づき、ホームヘルプサービスや生活介護など訪問系サービスや日中活動系サービスの一層の充実に努めるとともに、グループホームの整備など地域での住まいの場の確保を図ります。

地域生活支援については、本県では、年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害者、子どもなど県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に取り組んでおり、このような理念に基づく富山型の地域生活支援サービスの充実にも取り組みます。

また、障害者や障害児を介護する家族の負担を軽減するため、引き続き家族支援のための施策に取り組むとともに、様々な福祉機器の活用や身体障害者補助犬の利用促進、各種障害関係制度の普及促進等を図ります。

さらに、従来、障害者施策に十分位置づけてこられなかった発達障害や高次脳機能障害などの多様な障害について、それぞれの障害の正しい知識の普及に努めるとともに、障害特性に応じた専門的な相談・支援体制を図るなど適切な対応を図ります。

なお、こうした取組を行うにあたっては、人材や財源が限られている中、真に必要なサービスを持続して提供できるよう、サービスの重点化や効率化に留意します。

(1) 在宅サービス等の充実

① 「富山型」地域生活支援の充実

- ・身近な地域で高齢者、障害（児）者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービスを整備促進します。（再掲）
- ・地域共生の理念の普及・啓発等により、一般のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進します。
- ・とやま共生型福祉推進特区などを活用した障害者と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援します。
- ・特別支援学校等卒業後の進路の選択肢を増やし、障害者の多様な働き方を生み出すため、とやま地域共生型福祉推進特区において規模要件が緩和されている施設外での福祉的就労（地域共生型障害者就労支援事業）の拡大に努めます。（再掲）

② 在宅サービスの充実

- ・障害者の生活の質の向上や家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービスや短期入所、日中一時支援事業等を充実します。
- ・同行援護や行動援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。
- ・障害者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、日中活動サービスを充実します。
- ・住み慣れた地域で福祉サービスを受けられるよう、高齢者総合福祉支援事業等による在宅福祉事業や施設の相互利用を推進するなど、他制度との連携による効果的な福祉サービスの提供を推進します。
- ・高齢の障害者や常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方についての国の検討結果を踏まえた適切な対応を行います。
- ・精神障害者保健福祉手帳制度の周知普及、制度利用者数の拡大、公共交通機関等の割引制度につ

いて周知及び適用拡大に向け関係機関へ働きかけます。

- ・精神障害者地域共生支援事業等により精神障害者が住み慣れた地域で充実した生活を送れるよう、厚生センター、市町村、精神科病院等が連携して支援します。
- ・精神障害のある高齢者やその家族等への支援に資するため、介護保険サービスに関する情報提供を行います。
- ・福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。（再掲）
- ・医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、精神障害者の自立した就職活動を援助するための精神障害者社会適応訓練事業を推進します。（再掲）

③ 住居の確保

- ・障害者の地域での住まいの場であるグループホームの整備に支援し、設置を促進します。
- ・とやま共生型福祉推進特区などを活用した障害者と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援します。（再掲）
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。
- ・一般財団法人高齢者住宅財団が行う家賃債務保証制度について、引き続き賃貸住宅の経営者等に周知を図ります。
- ・あんしん賃貸支援事業について、県、市町村、福祉・居住支援団体等で構成する「富山県居住支援協議会」において障害者世帯等からの民間賃貸住宅入居に関する相談を受付けており、引き続き適切に対応します。

④ 障害者の家族への支援

- ・短期入所や日中一時支援事業、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、重症心身障害児（者）レスパイトサービス事業などの促進により、在宅の障害児（者）を介護している家族の負担軽減に努めます。
- ・障害児の保護者に対し、専門講師による指導による健康相談、療育相談を行うとともに、レクリエーション等を通じて親の健康回復等支援に努めます。
- ・障害者団体の活動を支援することにより、家族同士の交流を促進します。
- ・放課後児童健全育成事業や障害児わくわく子育て支援事業を実施し、障害児の放課後等の集団活動の場を確保するなど、保護者の負担軽減のための施策を充実します。
- ・精神障害者家族の負担を軽減するための各種サービス（短期入所、日中一時支援）を促進するとともに、悩みを持つ精神障害者家族等の相談事業を推進します。

⑤ 福祉機器・各種障害関係制度の普及促進等

- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。
- ・在宅重度障害者住宅改善事業により、障害者の住宅の設備、構造等の改善を支援します。
- ・市町村が実施する補装具や日常生活用具の円滑な給付のため、市町村間の連絡調整や情報提供、必要な支援を行います。
- ・障害基礎年金等の公的年金制度、特別障害者手当等の各種手当制度の周知に努めます。
- ・税制面の各種減免措置、生活福祉資金の貸付制度等の周知に努めます。

- ・富山県心身障害者扶養共済制度の周知に努めます。

(2) 多様な障害に対する対応

① 発達障害

- ・発達障害児（者）及びその家族を総合的に支援するため、発達障害者支援センターが身近な地域の関係機関と連携しながら、適切な役割分担の下に、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び研修を行います。（再掲）
- ・人材育成などにより、発達障害児（者）に対する地域の支援体制の強化を支援します。
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒について、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携を図り、学校内における支援体制を充実します。
- ・県総合教育センターに設置された専門家チームや、県教育委員会が任命した巡回相談員が、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への望ましい対応等を示し、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を支援します。
- ・平成27年度の開院を予定している「新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）」において、児童精神科医療の充実を図ります。
- ・保育に特別な配慮を必要とする児童に対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修等を行います。
- ・軽度の心身障害を有する乳幼児を保育する保育所に対し、担当保育士を配置する経費を助成します。
- ・言語障害や情緒障害を有する児童の言語や情緒面の発達を促し、保護者が安心して子育てができるよう、児童相談所において個別又は集団による指導を行います。
- ・市町村とともに乳幼児健診や発達相談等の充実努め、関係機関と連携しながら早期療育につなげます。また、保健師等への研修を行うなど、早期発見、養育支援技術向上に努めます。

② 高次脳機能障害

- ・高志リハビリテーション病院に設置している高次脳機能障害支援センターにおいて、相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、調査・研究などを実施します。（再掲）
- ・高次脳機能障害支援センターを中心として、関係機関による高次脳機能障害(児)者を支援するためのネットワークの構築に努めます。

③ 難病

- ・難病患者に対し、障害福祉サービスの制度やその利用について普及啓発に努めます。
- ・厚生センターや難病相談・支援センターにおいて、難病ボランティアの養成を推進します。
- ・難病医療拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療体制の整備を図ります。また、在宅重症難病患者一時入院事業を実施し、難病患者の在宅療養支援に努めていきます。
- ・厚生センターで、難病患者のための医療相談、訪問相談、療育相談会、患者家族の交流会を実施します。
- ・厚生センターや難病相談・支援センターにおける難病患者等に対する相談・支援の充実を図ります。（再掲）
- ・難病相談・支援センターにおける講演会や療養相談会の開催、ピアサポーターの養成、就労支援等を実施します。（再掲）

④ その他の障害

- ・ 制度に位置づけられていない様々な障害について、適切な対応を検討します。

3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用

これまで、施設に入所している障害者の地域への移行を支援してきた結果、県内の施設入所者数は減少してきました。これからも、地域生活を希望する障害者が、地域で安心して生活できるよう、グループホームや就労継続支援事業所など生活や活動の場の充実を図っていく必要があります。

その一方、入所施設については、真に入所の継続や新たな入所が必要な障害者が適切にサービスを利用することができるよう、これからも一定の入所定員の維持を図る必要があります。同時に、専門性をもつ地域の資源として、障害者の地域生活を支援する役割を担うものとして位置づけ、専門的機能を地域に開放するとともに、安全で安心な地域生活の向上を図るためのセーフティネットの一翼を担うことが重要です。

さらに、現に、多くの人たちが入所施設で生活していることを踏まえ、入所者の生活の質の向上に努めるとともに、高齢化や重度化・重複化の傾向を踏まえた施設機能の在り方について検討します。

(1) 施設整備の基本的方向

- ・入所施設の整備については、地域の実情を踏まえ、真に必要なものに限定します。
- ・障害者が地域で安心して暮らせるよう、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）の整備を促進します。

(2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用

- ・施設入所者の生活の質の向上を図るため、施設の小規模化・個室化を推進するなど、利用者の福祉サービスの充実に努めます。
- ・介護機器など福祉用具の導入による施設の設備機能の向上に努めます。
- ・施設入所者の高齢化や障害の重度化・重複化に対する施設機能の在り方等について検討します。
- ・障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害者の地域生活を支援します。

4 質の高いサービスの提供

福祉ニーズの多様化に対応し、障害者に質の高い福祉サービスを提供するためには、サービス提供事業者・施設がサービスの質の向上に努めるとともに、担い手である福祉人材の養成・確保や資質の向上を図る必要があります。

このため、市町村や指定事業者等に対する研修や指導監査を適切に行うとともに、サービス提供事業者等によるサービスの自己評価や第三者評価機関等による客観的なサービス評価を実施します。また、障害者に対する処遇が適切になされるよう、サービスに対する苦情解決体制の十分な活用を図ります。

人材の養成・確保については、障害の特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるホームヘルパー等の養成・確保とその資質の向上を図るほか、施設等従事者の専門性を高めるための研修の充実に努めます。

また、障害者の地域における自立を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳、点訳、要約筆記等の専門的知識や技術を持った人材の養成・確保に努めます。

(1) サービスの質の向上

① 施設運営の適正化

- ・市町村や指定事業者等に対して、研修や指導監査を実施します。
- ・障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めるとともに、利用するサービスを選択しやすいよう、適切な情報提供に努めます。
- ・利用者の選択の幅が広がるよう、サービス管理責任者等研修や相談支援従事者研修の充実を通じて、サービス提供事業者をできるだけ多く確保することに努めます。

② 苦情解決機能の充実

- ・施設等における苦情解決体制の充実により、サービスの質の向上を促進します。
- ・利用者の意向、適性、障害の特性に配慮した、施設利用者の生活の質を向上させるような施設運営を支援します。

③ 第三者評価の実施促進

- ・サービス提供事業者等の自己評価の実施を促進するとともに、第三者による客観的な評価を実施し、サービスの質の向上を図ります。
- ・第三者評価機関の調査者研修や評価結果の公表に取り組み、サービスの質の向上に努めます。

(2) 福祉を担う人づくり

① 福祉人材の養成確保

- ・ 障害者に対し適切なサービスが提供できるよう、障害の特性等を理解したホームヘルパーを養成するための研修の充実に努めます。
- ・ 同行援護や行動援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。
(再掲)
- ・ 聴覚障害者がホームヘルパーの養成研修を受講できるよう支援します。
- ・ 視覚障害者のコミュニケーションを支援する「点訳奉仕員」や「朗読奉仕員」を養成します。
- ・ 聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者を養成します。
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣します。
- ・ 手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。
- ・ 障害のある高齢者等のケアマネジメントを含め、ケアマネジャーの知識・技術等能力及び資質の向上のための研修を実施します。
- ・ 海外からの希望のあった技術研修員に対し、障害福祉に関する知識やサービスの習得のための研修の機会を提供することによって、開発途上国等における福祉人材の養成を支援します。

② 施設等従事者の研修

- ・ 富山県社会福祉協議会において社会福祉事業への従事を希望する者への就業情報等を提供するとともに、社会福祉事業経営者等に対する研修等を行い福祉人材の確保の支援に努めます。
- ・ 障害福祉サービス事業所等において、利用者に対する一連のサービス提供のプロセスを管理するサービス管理責任者の養成研修を実施します。
- ・ 相談支援業務に従事する者の資質の向上と新規従事者の養成を図る相談支援従事者研修を実施します。
- ・ 介護職員に対する喀痰吸引等研修を実施し、^{かくたん}喀痰吸引等ができる介護職員を養成します。
- ・ 地域で生活する重症心身障害児(者)を支援するため、重症心身障害児(者)に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。(再掲)
- ・ 障害支援区分に基づく支給決定事務が客観的かつ公平・公正に実施されるよう、認定調査員等に関する研修を実施します。
- ・ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。

③ 「とやま福祉人材確保緊急プロジェクト」の推進

- ・ 富山県福祉人材確保対策会議を中心として、福祉人材確保に関するより効果的な方策を検討します。
- ・ 中高校生や保護者等に対し、福祉の仕事の魅力をアピールして、養成校の志願者数の増加や福祉への就業拡大など、福祉人材の掘り起こしを図ります。
- ・ 介護福祉士を目指す者に対する支援強化など、福祉人材の教育・養成の促進を図ります。
- ・ 潜在的な介護人材の掘り起こしや、福祉職場へのマッチング強化など、事業所における人材確保を促進します。
- ・ 施設職員への研修や処遇向上により、離職を防ぎ、職場への定着を図ります。
- ・ 社会福祉士、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対して修学資金の貸与を行うなど、専門的職員の養成・確保に努めます。

5 保健・医療施策の充実

障害者に対する適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションの提供は、障害者が安心して生活を送る上で欠くことができないものです。また、障害の原因となる疾病等の予防・治療や障害の早期発見のために、適切な保健・医療サービスを提供していく必要があります。

障害の予防・早期発見のために、妊娠期から乳幼児期、小児期にわたって健康診査や相談・指導を充実するなど母子保健対策を推進するとともに、特に高齢になってからの障害を予防するため、壮年期から高齢期にいたる一貫した健康管理や疾病予防を行うなど、成人保健対策を推進します。

また、在宅医療の体制整備等を推進し、医療、医学的リハビリテーションを充実するとともに、健康診査、健康相談の充実や、リハビリテーションを身近な地域において受けられるような体制の整備など、適切な保健サービスの提供を推進します。さらに、リハビリ関係技術者や医療・保健従事者等、専門職種の確保や資質の向上を図ります。

近年、社会や経済の情勢が大きく変化する中で、多くの人々が様々なストレスにより心の健康の問題を抱えており、精神障害に関する知識の普及啓発や精神医療体制の整備を図る必要があります。このため、ライフステージの各時期において、心の健康づくりのための施策を推進するとともに、精神障害の早期発見・早期治療の促進や適切な医療の確保を図るなど、精神医療面の施策を充実します。また、高齢化の進展等に伴い増加している認知症に対する施策を充実します。

(1) 障害の予防・早期発見

① 母子保健対策の推進

- ・妊産婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関との連携を強化して健康診査、訪問、相談指導等を効果的に推進します。
- ・妊婦に対する切迫早産等妊娠中の異常の予防に関する知識の啓発普及や、保健医療関係者に対する妊娠・出産の安全性の確保、適切な母体搬送の定着を目的とした講習会を実施するなど、周産期保健医療体制を強化します。
- ・母体や胎児に影響を及ぼす妊娠高血圧症候群や糖尿病などを対象に、妊産婦の医療費の公費負担を行います。
- ・新生児死亡及び心身障害を予防するため、専門的高度医療を提供する周産期母子医療センター等の機能を充実するとともに、同センターを拠点とした周産期医療連携体制を充実します。
- ・総合周産期母子医療センターや各地域の病院、診療所などの関連施設の相互の連携、これらの施設と母子保健事業を行う厚生センターや市町村との連携の推進に努めます。
- ・先天性疾病の早期発見・早期対応のため、先天性代謝異常検査の実施、新生児聴覚検査等のマス・スクリーニングを推進するとともに、関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。
- ・市町村と連携しながら、未熟児や重症な疾患で医療機関との連携が必要な乳幼児への養育支援の充実を努めるとともに、周産期地域連携ネットワーク事業などにより、医療機関との連携体制の強化を図ります。
- ・乳幼児の訪問や健康診査及び相談等を通して、心身障害児や心身の発達に支援が必要な乳幼児とその保護者に対し、疾病や障害の早期発見や早期対応及び合併症や二次障害の予防に努めます。また、相談支援技術向上など関係者の資質向上や、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- ・慢性疾患など長期療養児の相談や地域相談支援体制の充実を努めます。
- ・母子保健推進員や愛育班など地域組織を一層強化して、地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

② 成人保健対策の推進

- ・健康増進法に基づく健康教育、健康相談等の保健事業を推進し、壮年期からの疾病予防や健康管理を行います。
- ・脳卒中情報システムを活用して、脳卒中患者の発症と経過に関する情報の収集・保管(登録)や、地域における脳卒中患者の実態の把握を行い、今後の脳卒中对策に努めます。
- ・「富山県健康増進計画(第2次)」に基づき各種施策を推進し、「健康寿命の延伸」を基本目標とした健康づくり、望ましい生活習慣の確立及び生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等に努めます。
- ・高齢者の介護予防や認知症予防のための施策を推進します。

(2) 保健・医療体制の充実

① 障害者に対する医療

- ・救急医療体制の整備や救急医療情報システムの適切な運営により、救急医療への対応を一層充実します。
- ・地域の医療機関で歯科診療を受けることが困難な障害者に対して、富山県歯科保健医療総合センターにおいて歯科診療を行います。
- ・在宅で必要に応じた適切な医療が24時間・365日受けられるよう、在宅医療を行う開業医グループ等への支援や訪問看護の充実など、在宅医療の体制整備に努めます。
- ・在宅療養者が安心して療養が続けられるよう、医師・看護師など医療関係者とケアマネジャー、ホームヘルパーなど介護関係者が連携して、医療・介護サービスを提供できる体制整備の推進に努めます。
- ・(公財)富山県移植推進財団及び(公財)富山県アイバンクにおける腎臓及び眼球の提供登録や臓器提供意思表示カード(ドナーカード)の普及啓発による臓器移植などを推進します。
- ・障害者が必要な医療サービスを受けられるよう、自立支援医療制度や公費負担医療制度、重度心身障害者等に対する医療費助成制度の普及と適切な運用を図ります。
- ・インターネットを通じて医療機関に関する多様な情報を提供する「とやま医療情報ガイド」において、車椅子への対応、聴覚障害者への配慮等の情報を提供します。

② 障害者に対する適切な保健サービス

- ・厚生センターで、主に精神障害者や難病患者を対象にしている保健・福祉サービス調整推進事業の活動の充実を図ります。
- ・厚生センターで、難病患者のための医療相談、訪問相談、療育相談会、患者家族の交流会を実施します。
- ・脳卒中情報システムを活用して、脳卒中患者の発症と経過に関する情報の収集・保管(登録)や、地域における脳卒中患者の実態の把握を行い、今後の脳卒中对策に努めます。
- ・二次障害や合併症を予防し障害の軽減を図るとともに、障害者や家族が十分な理解と納得(インフォームドコンセント)が得られるよう、疾病についての知識、日常生活における留意事項などの普及に努めます。
- ・厚生センターで、保健・医療・福祉関係機関のネットワークづくりを支援します。
- ・障害児・者歯科医療ネットワーク(障害(児)者が身近な医療機関で歯科受診を受けることができ、また、必要に応じてより専門的な歯科医療を受けることができる体制)により歯科医療の提供を推進します。

- ・障害（児）者の歯科医療や歯科保健指導を強化するための媒体整備を支援します。
- ・障害（児）者を対象とする歯科健診や保健指導の導入を検討するとともに、施設職員等を対象に歯科保健に関する研修を行います。
- ・障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組みを促進します。
- ・難病医療拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療体制の整備を図ります。また、在宅重症難病患者一時入院事業を実施し、難病患者の在宅療養支援に努めていきます。（再掲）
- ・難病相談・支援センターで、講演会や療養相談会の開催、ピアサポーターの養成、就労支援等を実施します。（再掲）
- ・厚生センターで精神保健福祉相談や訪問指導、家族や障害者本人を対象とした教室等を実施します。

③ 専門職種の確保

- ・医師、歯科医師の臨床研修制度の推進により、医療従事者の資質の向上を図ります。
- ・訪問看護の進展等による看護職員の需要増に対して、訪問看護師養成講習会や訪問看護に関する相談事業及び支援事業を実施し、看護職員の確保を図ります。

(3) リハビリテーション提供体制の充実

- ・急性期から回復期、維持期（生活期）に至るまで、患者の症状に応じたリハビリテーションを行う体制の充実を図ります。
- ・県リハビリテーション支援センター（高志リハビリテーション病院）、地域リハビリテーション広域支援センター（6病院）、厚生センター・富山市保健所、富山県医師会、市町村、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどとの連携により、地域リハビリテーション事業の推進を図ります。併せて、地域リハビリテーション体制の整備や支援体制の充実に努めます。
- ・リハビリ関係技術者及び生活習慣病予防対策に関わる医療・保健従事者の各種研修を実施するなど資質の向上を図ります。
- ・高志リハビリテーション病院、高志学園及び高志通園センターを「新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）」として統合再編し、本県のリハビリテーション医療の中核施設として充実するとともに、全県レベルでのリハビリテーション機能を強化します。
- ・入退院支援から地域連携、在宅サービスなど退院後の在宅生活をリハビリテーションの立場から支援する「地域リハビリテーション総合支援センター（仮称）」を整備します。

(4) 精神保健・医療施策の推進

① 心の健康づくり

- ・ライフステージや生活環境に応じた各種精神保健相談事業や一般県民向けの各種メンタルヘルス対策を充実します。
- ・障害に起因する様々なストレスについて、関係機関とも連携しながらメンタルヘルス対策に努めます。
- ・近年増加傾向にあり、自殺とも関連が深いといわれるうつ病について、その対策の充実を図ります。
- ・自殺未遂者・自殺遺族等のケアに関する知識の普及を図ります。

② 精神医療の充実

- ・統合失調症やうつ病などによる精神障害の早期発見・早期治療を促進するとともに、自立支援医療費制度の活用により在宅患者の治療を促進します。
- ・休日や夜間の精神障害の急性発症や急性期症状に対応し、適切な医療の確保を図るため、精神科救急医療システムの充実に努めます。
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実に努めます。
- ・精神医療審査会等の適切な運営を通じて、入院中の者に対する適正な医療及び処遇の確保を図ります。
- ・心の健康センターを中心に医療機関、厚生センターと連携して、精神保健福祉に関する普及啓発・相談指導、調査研究の充実に努めます。
- ・かかりつけ医のうつ病対応力の向上を図るため研修会を実施するよう努めます。

③ 認知症対策の充実

- ・認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症の早期発見・早期対応の促進に努めます。
- ・厚生センター等において、認知症に関する相談指導を行うほか、訪問指導、家族支援等の充実に努めます。
- ・より身近な市町村や地域包括支援センターにおける認知症相談の充実に努めます。
- ・かかりつけ医の認知症対応力の向上を図るため、認知症サポート医による研修等を実施します。
- ・認知症介護に携わる職員の資質向上のため、指導者の養成や認知症介護の実践研修等を行います。
- ・地域における認知症高齢者とその家族を支援するため、認知症サポーターの養成などによる認知症の正しい知識の普及・啓発や、地域関係者による見守り隊等ネットワークづくりを推進します。
- ・保健、医療、福祉、雇用などの地域関係機関等によるネットワークづくりを推進し、認知症を有する者の状況に応じた支援体制の充実に努めます。

IV 快適で安心して暮らせる生活環境の整備

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が暮らしやすい住まいや人にやさしいまちづくり、利用しやすい交通の整備、防災・防犯対策の推進、コミュニケーション支援などに取り組みます。

1 住みよい生活環境の整備

障害者が地域社会で自立した生活を営み、自由に活動できるためには、建築物、道路、公園等、日常生活に必要とされる施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者一人ひとりに適した移動手段を確保することが大切です。また、障害者にとって暮らしやすい住まいを整備していくことも必要です。

このため、住宅や道路、県有施設等のバリアフリー化をさらに進めるとともに、交通、移動手段について利用しやすい環境がさらに整備されるよう取り組みます。また、ユニバーサルデザインの考え方を広く県民に浸透、普及させるための施策を推進します。

(1) 暮らしやすい住まいの整備

- ・在宅重度障害者住宅改善事業及び高齢者が住みよい住宅改善支援事業により障害者等の住宅のバリアフリー化を推進します。(一部再掲)
- ・専門的な住宅改修に関して相談を行うとともに、障害に応じた住宅改造を行うために、建築関係の専門家をバリアフリーアドバイザーとして派遣し、適切なアドバイスを実施します。
- ・バリアフリー対応等の質の向上が進みにくい賃貸住宅において、住宅性能表示制度の普及を図ることなどによる良質な賃貸住宅の整備やリフォームを誘導します。
- ・とやま共生型福祉推進特区などを活用した障害者と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援します。(再掲)
- ・公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。(再掲)

(2) 人にやさしいまちづくりの整備

① 福祉のまちづくりの計画的推進

- ・県民福祉条例に基づく「富山県民福祉基本計画（改定版）」の普及・啓発を図ります。(一部再掲)
- ・県民各界各層で構成する「富山県民福祉推進会議」により市町村、事業者、県民と連携して住民参加によるまちづくりを推進します。
- ・福祉のまちづくり推進事業等により、地域における福祉のまちづくりを総合的に展開します。
- ・福祉のまちづくりに関するシンポジウムの開催等により、福祉のまちづくりの普及啓発を図ります。
- ・福祉のまちづくりの模範となる建築物等及び取組に対し、率先して取り組んでいる企業、団体及び個人等を表彰します。
- ・県民福祉条例施設整備マニュアル、ホームページ等の作成や、建築士等に対して研修を行うなど、普及啓発に努めます。

② 人にやさしい施設、公園等の整備

- ・公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たって、ユニバーサルデザインの導入が広く取り入れられるように働きかけます。
- ・県民福祉条例に基づき、生活関連施設の整備の遵守について設置者に一層の理解と協力を求め、整備基準に適合した施設の整備促進に努めます。
- ・県有施設に自動ドアやスロープを設置するなど改善を行い、県有施設のバリアフリー化を推進します。
- ・富山県まちづくり総合支援事業により、市町村が実施する福祉のまちづくり事業を支援し、生活環境の整備促進に努めます。
- ・人にやさしいまちづくり事業により、障害者等の市街地での快適かつ安全な移動を確保するための施設整備や、障害者等の利用に配慮した建築物の整備等を促進します。
- ・商店街組合等によるスロープ、障害者用駐車スペース等の整備に対して支援を行い、高齢者・障害者対応型商店街の整備を促進します。
- ・障害者が公園緑地を利用しやすいように、トイレ・園路を整備するほか、箇所によっては障害者対応エレベーターの設置も検討するなど、バリアフリー化を推進します。
- ・人の利用に供する新設港湾緑地において、スロープの整備などバリアフリー化の推進に努めます。

(3) 利用しやすい交通、移動手段の整備

- ・交通安全施設の整備や駐車対策を推進します。
- ・幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置、エスコートゾーンの設置及び無電柱化について計画的に整備推進します。
- ・駅を中心とした地区や、高齢者・障害者などが利用する施設が集まった地区において、スロープやエレベーター、文字表示板、点字案内板を設置することなどにより、一体的なバリアフリー化を図ります。
- ・障害者等が容易に利用できる低床バス等の移動手段の整備を促進します。
- ・とやまのみちフレッシュアップ事業などにより、ひとにやさしい、使いやすく安全な歩行空間の整備を促進します。
- ・リフトを備えた福祉バスの運行事業を通じて障害者の社会参加の促進に努めます。
- ・運転免許センターに適性相談係を設け、障害程度に応じ運転免許条件を付すための臨時適性検査・技能試験等を実施します。
- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。（再掲）
- ・同行援護や行動援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。（再掲）
- ・身体障害者の自動車運転免許取得を促進するため、県内全ての指定自動車教習所で身体障害者用教習車を用いた教習が可能な体制を整備します。（再掲）
- ・精神障害者保健福祉手帳制度の周知普及、制度利用者数の拡大、公共交通機関等の割引制度について周知及び適用拡大に向け関係機関へ働きかけます。（再掲）

(4) ユニバーサルデザインの普及

- ・「富山プロダクツ展」の開催等を通じたユニバーサルデザイン商品への県民意識の啓発を促進します。
- ・ユニバーサルデザインに関する情報、事例の収集と情報発信を促進します。
- ・公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たって、ユニバーサルデザインの導入が広く取り入れられるように働きかけます。(再掲)

2 安心して暮らせるまちづくりの推進

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、交通安全対策の充実や防災、防犯対策の推進、消費者トラブルの防止に取り組んでいく必要があります。

特に、防災対策について、障害者など災害時要援護者は、大規模災害が発生すると被害を受けやすいことから、大規模災害に備えて障害者の防災支援体制を整備しておくことが重要であり、実践的な防災訓練を実施するなど、市町村とも連携しながら、実効性のある防災対策を推進します。

また、障害者に対する犯罪被害の防止と早期発見に努めるとともに、消費者としての障害者を保護するため消費者教育の推進など適切な対応に努めます。

(1) 交通安全対策の充実

- ・音響信号機、高齢者等感応信号機、歩行者感応信号機等の整備を進めるほか、視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーン整備を推進します。
- ・交通安全思想の普及を図るため、交通安全協会等関係機関・団体と連携し巡回訪問指導、街頭における保護誘導・実施指導、地域における住民への啓発を行います。
- ・生活道路における歩行者等の安全を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度を原則として30km/hとするほか、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅等の対策を推進します。
- ・交通安全施設の整備や駐車対策を推進します。（再掲）

(2) 防災対策の推進

- ・「富山県地域防災計画」による各種施策を推進し、障害者に対する防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等の防災体制の整備に努めます。
- ・災害時に障害者に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、県の総合防災訓練において、障害者や支援者の参加により実践的な訓練を実施するなど普及啓発の推進に努めます。
- ・各地域において、障害者などの要支援者と支援者の双方が参加した実効性のある防災訓練が実施されるよう、市町村に働きかけます。
- ・国の補助を活用しながら災害時に在宅の障害者を受け入れる避難スペースの整備を支援するとともに、避難スペースを活用した防災訓練の実施について、市町村へ働きかけます。
- ・災害対策基本法に基づく要支援者名簿の作成や要支援者に関する個人情報の取扱い等について市町村に周知を図るなど、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき市町村における要支援者の避難支援体制の整備を推進します。
- ・除雪支援事業等により、ひとり暮らし高齢者や障害者等除排雪の困難な世帯の除排雪支援を行います。また、雪につよい住宅づくりを促進します。

(3) 防犯対策の推進

- ・交番等の警察官が迅速な対応ができるように、訪問理由などを絵や文字で示した「コミュニケーションボード」の活用等を推進します。
- ・警察への緊急通報手段としてファックス110番やメール110番の周知に努めます。
- ・警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

- ・被疑者あるいは被告人となった障害者とその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な対応を図ります。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施します。(再掲)
- ・知的障害により、コミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行や心理・福祉関係者の助言・立会い等の試行を継続するとともに、更なる検討を行います。(再掲)

(4) 消費者トラブルの防止

- ・関係行政機関や福祉関係団体、消費者団体等で構成される「くらしの安心ネットとやま」により、障害者の消費者トラブルを防止するための情報の相互共有、連携強化に努めます。
- ・障害者や障害者を支援する者に対する消費者教育を推進することにより、障害者の消費者としての利益の擁護や増進が図られるよう努めます。

3 コミュニケーション支援体制の確立

障害者が地域で快適な生活を営むためには、情報が円滑に取得できるとともに、意思表示やコミュニケーションの手段が確保されていることが重要です。

このため、生活に必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成や手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣を行うなど、意思疎通の困難な障害者のコミュニケーションを支援します。

(1) 情報バリアフリー化の推進

- ・地域における障害者のパソコン使用をサポートする指導者を育成します。
- ・視覚障害者及び聴覚障害者に対して、IT講習会を開催します。
- ・障害者の情報機器に関する相談・援助を行う障害者IT推進員を派遣します。

(2) 情報提供の充実

① 行政情報の提供

- ・視覚障害者が必要な情報を得られるよう、県の点字広報及び声の広報の発行など、点字、音声等による情報提供を充実します。
- ・知事選挙、国会議員選挙に際して、点字・音声による選挙のお知らせの配布や政見放送手話通訳会の開催等により、選挙権の行使が適切に行われるよう情報提供に努めます。
- ・障害者や高齢者も投票しやすい電子投票の導入について、全国の実施状況も踏まえ、市町村とともに検討を進めます。
- ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。
- ・障害者や高齢者も利用しやすい県のホームページの提供に努めます。
- ・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者の意思疎通が円滑に行われるよう努めます。

② 情報提供サービスの充実

- ・富山県総合福祉会館の福祉情報システムにより、障害者等に対する情報提供機能を充実します。
- ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオカセット提供サービスを充実します。（再掲）
- ・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談援助のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。
- ・県内の公共施設等のバリアフリー情報を県ホームページに掲載することにより、障害者等の外出を支援します。

(3) コミュニケーション支援の充実

- ・ 視覚障害者のコミュニケーションを支援する「点訳奉仕員」や「朗読奉仕員」を養成します。(再掲)
- ・ 手話通訳者及び要約筆記者の養成・派遣、手話通訳者の設置を行うとともに、手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう市町村に働きかけます。
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣します。(再掲)

第3編 計画の推進体制

1 障害保健福祉圏域

障害者は、市町村ごとの対象者が少なく、障害の種類によっても対応が異なることから、施策によっては、一つの市町村だけでは実施困難なもの、広域的に対応した方が効果的なものがあります。

このため、前計画である「新とやま障害者自立共生プラン」で設定した障害保健福祉圏域と同様に、4つの障害保健福祉圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定し、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施策展開を実現するため、障害保健福祉圏域ごとに検討を進めることとします。

ただし、圏域の範囲や機能については、今後必要に応じて見直します。

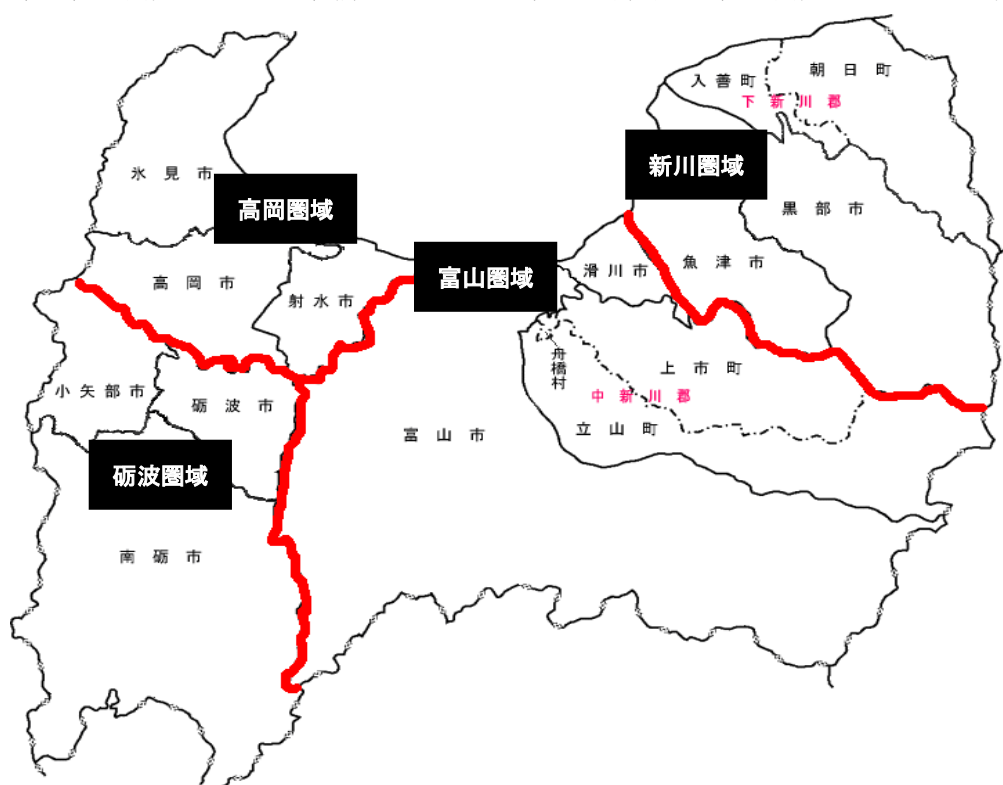
(単位：人)

圏域名	総人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者		
		身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	精神科病院入院患者数	公費負担通院患者数
富山圏域	503,982	24,618	3,299	2,335	1,411	4,921
高岡圏域	315,031	13,868	2,119	1,127	837	2,695
新川圏域	124,267	5,988	837	430	278	971
砺波圏域	132,878	6,381	997	636	475	1,221
県計	1,076,158	50,855	7,252	4,528	3,001	9,808

※総人口は、25年10月1日現在

※各手帳所持者数については25年3月31日現在

※精神科病院入院患者数については病院所在地別のデータ、精神障害者の通院患者数については25年6月30日現在



2 連携・協力の確保

障害者施策は福祉分野のみならず、保健・医療、生活環境、雇用・就業、教育など幅広い分野にわたっていることから、関係部局が緊密に連携し総合的に取り組むとともに、これらの関連施策の連携を図ります。

また、障害者やその家族の様々なニーズに応えていくためには、国や市町村、さらに障害者団体、NPO・企業等民間団体など多様な主体のかかわりが必要であり、適切な役割分担のもと、連携・協力を図ります。

特に、障害福祉サービスの実施主体である市町村との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

3 役割分担

(1) 県民の役割

- ・障害者自らは、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、能力を発揮して自立を目指し、その人の能力に応じて社会に貢献していくことが期待されます。
- ・地域住民は、障害や障害者について理解を深めるとともに、福祉の受け手としてだけでなく、福祉の担い手としてNPO・ボランティア活動等に自発的・主体的に参加するなど、共生社会の実現に向けて地域社会における役割を果たすことが期待されます。
- ・NPO、ボランティアは、その特徴である機動性や柔軟性を活かして、地域のニーズに応じて、行政や企業では対応のできないきめ細かなサービスの提供や活動を行うなど、地域コミュニティの再生・活性化の新たな担い手として期待されます。

(2) 事業者、各種団体の役割

- ・障害者団体は、障害者の生活に関するニーズを把握し、自主的な支援活動や各種啓発活動などを展開することが求められます。また、障害者及びその家族同士の交流や地域住民等との交流により、相互理解の促進を図ることが期待されます。
- ・サービス提供事業者は、障害者の状況に応じた適切なサービス提供を行うとともに、サービス内容の情報提供やサービスの評価などによる質の向上に努め、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められます。
- ・企業は、地域社会を構成する一員として、ボランティア活動などの社会貢献活動の環境づくりや障害者雇用を積極的に進めることなどにより、障害者の自立を支援していくことが期待されます。

(3) 行政の役割

- ・市町村は、地域住民に最も身近な行政機関として、率先して障害者をはじめとした住民のニーズの把握に努める必要があります。また、障害者やその家族等からの様々な相談に応じるとともに、各種サービスの提供を適切に行うなど、その地域に応じたきめ細かな施策を計画的に推進し、総合的な支援を住民に提供する役割を担います。
- ・県は、県全体の施策の方向性を示すとともに、市町村が求められている役割を確実に発揮できるよう、市町村への技術的・財政的支援、情報提供、広域的な調整のほか、人材育成や専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業の実施などの役割を担います。また、地域住民や民間事業者等に対しても、市町村と連携し、その活動を支援するなど、総合的かつ効率的な施策を展開します。なお、施策の推進にあたっては、真に必要なサービスを持続して提供できるよう、サービスの重点化や効率化に留意してまいります。
- ・国は、地方公共団体が必要なサービスを障害者に持続して提供できるよう、安定的な制度の構築と運営、財源の確保などの役割を担う必要があり、こうした役割を適切に果たしてもらえるよう国に求めています。

4 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、障害者団体や学識経験者、市町村の代表等からなる富山県障害者施策推進協議会に計画の進捗状況や障害者に関する施策の実施状況を適宜報告し、その意見を踏まえ計画の適切な進行管理を図ります。

また、県民参加による各種福祉活動を推進するため、県内各層の代表者で構成される富山県民福祉推進会議との連携にも配慮します。

障害者を取り巻く社会情勢の大きな変化があったときは、必要に応じて計画の内容を見直します。